

令和6年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月25日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案第43号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 淵 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 教 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 会 監 査 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井 上 克 彦 書 記 廣 瀬 潤 一

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

1 件目は、本日、市長から議案第43号令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

2 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月17日に森清一君から発議第 2 号議会基本条例推進特別委員会設置決議が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

3 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月19日に杉原克巳君から発議第 3 号予算決算特別委員会設置決議が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

4 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月19日に馬淵ひろし君から発議第 4 号瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

18番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号18番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

質問事項は 5 項目について行います。

1. 馬場地区における都市公園整備について、
2. 富有柿発祥（居倉）の地の管理について、
3. 森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置について、
4. 生津校区の保育所整備について、
5. 安全で安心して暮らせるまちについて、これより質問席より行います。

初めに、馬場地区における都市公園整備についてお尋ねします。

瑞穂市内の都市公園は25か所あります。どの都市公園においても特色ある都市公園になりますが、その中でも馬場地区における上光公園におきましては設置されてから40年近く経過しているところでございます。

当公園について、新興住宅地にあり、地元の子供たちなど多くに利用されている公園となっていることから、遊具の整備や防犯灯や防犯カメラの設置などが行われております。地元の方々から安心して利用できる公園となっておりますが、園内の表土が草の生えやすい状態になっており、雑草がすぐに生えてしまうことから、子供の足元に絡みついて遊びにくいことがあります。雨が降ると水はけが悪く、一部の場所でぬかるんでいるなど、防犯カメラを設置しているならば、防犯カメラ設置看板をつけて、もっと周知してほしいなどの声が地元の方から寄せられているところでございます。また、避難所に指定されていますが、トイレも整備されていません。

このことから、馬場地区の上光公園をはじめとする都市公園の今後の整備や修繕などについてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

瑞穂市の都市公園のうち、生津小校区に9つの都市公園があります。このうち上光公園は、新興住宅地の中に昭和59年に開設された都市公園になります。

上光公園には、遊具3種、花壇、砂場、水飲み場などを整備しており、防犯カメラも設置しております。

園内管理として、年6回の除草作業、月1回のごみ回収、年4回の砂場清掃などを業者に委託しており、適正な公園管理に努めているところでございますが、天候によって雑草の状況も変化しますので、委託している業者に対し除草作業時期を確認して、公園利用者が安心して利用できるよう努めてまいります。

また、緊急に対処が必要な状態が発生したときは、適時対処を行いたいと思います。

防犯カメラについても、犯罪抑止の観点から現在も周知看板の設置は行っておりますが、再度配置箇所などを検討してまいります。

上光公園にトイレ設置をということでございますが、生津小校区には公園内にグラウンドが整備されていて比較的長時間の公園利用が見込まれた馬場公園と南流公園にはトイレが設置され、小規模な都市公園にはトイレが設置されていない状態でございます。

当市では、瑞穂市第2次総合計画を上位計画として作成された瑞穂市緑の基本計画に基づき、市内の都市公園が不足するエリアの解消を進めているところでございますので、今後、市内の都市公園が不足するエリアを解消した後、上光公園を含めた都市公園の公園設備の整備等の検討を進め

てまいりたいと思います。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 今、答弁の中で防犯カメラの看板と言われましたが、実際に私は見たけどなかったの、またよく分かるような形でお願いしたいと思います。

1の質問のまとめとして、馬場地区の上光公園をはじめとする都市公園の整備をお願いします。災害時の避難場所として指定していますので、トイレの設置をお願いして、次の質問を行います。私もこの中にトイレのことを質問したんですけども、トイレのことについては何も触れてみえませんでしたので。

2. 富有柿発祥の地の管理についてお尋ねします。

富有柿の母木については、市の指定天然記念物となっているところでございます。富有柿の母木を管理されている方から相談がありました。私も高齢になり、富有柿の母木の除草管理を今まで行ってきましたが、市にお願いしたいという相談がございました。

私も現状把握したところでございますが、この富有柿の母木のところですけども、園児や児童の方が富有柿の母木の見学に来られて、地元の歴史を学んでみえるところでございます。また、市内外の方も見学に見えるところでございます。

富有柿の母木の保存管理と観光用の案内看板の設置を含めて、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。また、瑞穂市指定文化財天然記念物の保存管理と観光用の案内看板の整備計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在、富有柿発祥の地の案内看板につきましては、県道岐阜・巣南・大野線の田之上赤宮交差点に設置され、県道から市道を北上するよう案内をしております。

また、カーナビやスマホの地図でも検索した場合、表示がされておりますので、来場者の方の道案内として利用されていると思います。

母木が保存されている現地には「富有柿発祥の地」と刻んだ石碑がありますが、少し奥まった場所に設置してあるため、道路から見えづらい状態にあると思います。

この石碑の移設については原木を傷めない範囲で道路側に移設することや、敷地管理につきましても除草を市で行えないか、今後検討していきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） では、私のほうからは、保存管理につきまして答弁させていただきます。

富有柿の母木につきましては、昭和55年に旧巣南町の天然記念物に指定されて以来、今日ま

で40年以上、当家の方に管理をお願いしてきたと認識しております。

今回のお申出により、これまで当家の方が行っていた管理方法を引き継ぐとともに、今後の保存に当たっては、瑞穂市柿振興会の方に専門的な御指導・御協力を、樹木医等に樹木診断をお願いするなど、母木そのものに対する保存管理に加え、周辺環境が母木の病気につながらないよう注意していかなければならないと考えるところです。

また、他市町村で作成されている管理マニュアル等も参考にして保存管理に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 質問のまとめとして、瑞穂市指定文化財天然記念物の保存管理と観光用の案内看板の整備をお願いして、次の質問に移ります。案内看板については、皆さん見ますので、分かりやすい看板の設置をお願いするところでございます。

3. 森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置についてお尋ねします。

令和5年6月定例会にて、森地内の県道田之上・屋井線への歩道設置について一般質問を行いました。市長、森県議会議員をはじめ、岐阜土木の御尽力により、森公民館南側に横断歩道の待避場所が整備されました。ありがとうございます。

その後の森公民館から南進して株式会社塩谷電業舎、田之上地区の食料品スーパーコノミヤ巣南店までの間の県道田之上・屋井線西側歩道設置の整備について、市長、森県議会議員は岐阜土木へ要望活動をされていると思いますが、その進捗状況と市の歩道整備についてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 一般県道田之上・屋井線は、森地区の住民の方々のみならず、多くの方が利用する重要な路線であると考えております。

現状は、主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスと一般県道田之上・屋井線の交差点箇所と森公民館南の一部区間において、岐阜県によって排水構造物や車両用防護柵、舗装を整備していただき、車両と歩行者が分離され、安全に通行いただける状態となっております。

議員御質問のように、歩道設置区間を南へ延伸することにより、森地区の集落から高齢者の方が自転車や徒歩などで商業施設へ安全に通行できるようになるなど、利便性並びに安全性向上につながると考えておりますので、引き続き岐阜県に対し歩道整備要望を行っていきたいと考えております。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 質問のまとめとして、森地区の県道田之上・屋井線への歩道整備につ

いては、長年の願いでございます。私もおかげさんで20年議員をやらせてもらっていますが、20年前と今とではすごく整備されて感謝しているところでございます。地元の人も喜んでみえますが、さらなる整備がされることを望んでおります。市長、森県議会議員をはじめ、岐阜土木の御尽力により、森公民館南側から食料品スーパーコノミヤまで、今後も横断歩道の整備がされることを願って、次の質問に移ります。

4. 生津校区の保育所整備についてお尋ねします。

これまでの教育委員会の説明によると、定員を100名規模に変更して開設すると説明がありました。また、建設予定地も生津小学校のプールの場所に変更して、令和9年4月開設に向けて進めていきたいと聞いておるところでございます。

現在、令和6年6月時点でどのような計画で進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 生津小学校区における保育所整備については、瑞穂市保育所整備計画に基づき、民間活力の導入により、生津小学校へのスムーズなつながりが取れるよう、公私連携型保育施設の誘致に取り組んでいるところであります。

昨年度の当初は、現状を踏まえて定員を70名程度とし、保育所用地を生津小学校駐車場とする計画で進めておりましたが、その後の保育ニーズの増加傾向や待機児童数の増加状況が見られるようになってきたため、規模の見直しをせざるを得なくなりました。

来年度開園する牛牧のはなみずきこども園同様100名程度の規模に改め、幼保小の連携に適した生津小学校の隣接地で、定員規模に見合った場所として、馬場公園の一部を保育所用地として使用する方向で関係部署と協議を進めてまいりました。

平成29年の都市公園法の改正により公園内へ保育施設が設置できることになりましたが、その設置が一般市民の自由な利用に著しい支障を及ぼさず、公園の利用が促進され、公園の機能の増進が図られることが期待できるものである条件をクリアできる場所の選定について担当課と協議を重ね、小学校のプールを含む一部約2,000平方メートルを保育所用地として使用する方向で調整し、候補地に選定しました。

今後は、地元説明会を開催して御理解いただくとともに、公私連携保育法人の募集を行い、選考委員会を経て、年内に候補者の決定を行う予定です。

その後、開設に向けて公私連携保育法人と協議を重ね、令和7年度に協定締結、令和8年度の園舎建設を経て、令和9年4月の開園を目指してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 4の質問のまとめとして、今、教育委員会佐藤事務局長の御説明がご

ございましたが、保育所整備計画どおり実行されるよう願って、次の質問に移らせていただきます。

最後の5の安全で安心して暮らせるまちについて。

西ふれあい広場北側信号機設置についてお尋ねします。

5月に西ふれあい広場北側交差点で軽自動車同士の出会い頭の事故があり、運転手の方、両方の方とも高齢の方でしたが、幸いにも大きなけがもなくよかったところでございます。この交差点は、縦道の道路には一旦停止の規制がありながらの事故でした。

この交差点は、西小学校の通学路にもなっており、児童の安全確保について心配であります。また、公園を利用される高齢者の方も信号機の設置要望がございます。

信号機設置について、なかなか難しいと思いますが、設置の基準等について市長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

議員御指摘のとおり、近年の信号機の新設につきましては非常に難しくなっており、市内新設箇所についても平成26年度に設置されたのを最後に全ての箇所が設置不可とされております。御指摘の当該箇所は、平成30年度の要望において公安委員会から設置不可との回答を得ております。

厳しい判断がなされている理由としては、岐阜県警察によると、全国的に既設信号機の老朽化が著しく進み、県下でも年間数百基を超える入替え工事が必要となっており、これらを優先して行う判断がなされているとのことでございます。

新設に関しましては、大型ショッピングセンターの進出など、明らかな交通量の増加により交通整理が必要であり、信号機を設置しないと困難と判断された場合、なおかつ交差点に限られているのが現状でございます。

市では、自治会やPTAなどから要望のあった箇所につきまして、交通量調査等の情報収集を実施し、市で精査をしてから交通規制を担当する公安委員会へ要望を行っております。

また、要望できる時期につきましては、毎年1回、3月頃に行われる所管警察署からの照会に回答する形で1年分をまとめて要望することになっており、瑞穂市もこの手続に沿って毎年5か所程度要望をしている状況でございます。

また、要望する際には、要望箇所に優先順位づけを行い、警察署から求められ、これについては県警本部が定める信号機設置の指針に基づき、交通量、道路形状、通学路指定の有無、事故の有無などを判断材料として、また事前に北方警察署に相談した上で決定をしております。

近年、新たな信号機の設置要望が認められる可能性は非常に低くなっておりますが、当該箇所に限らず、信号設置以外の交通安全対策を検討するとともに、今後の交通量の変化などを注

視して観察していきたいと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 質問のまとめとして、西ふれあい広場北側信号機設置について、西小学校の通学路にもなっており、児童の安全が心配であります。信号機設置の基準は認識いたしましたが、地域の宝でもある子供の命を守るためにも、信号機設置を願って、次の質問に移らせていただきます。

中山道を活用したまちづくりについてお尋ねします。

地方創生交付金が最終年となり、今後、中山道を活用したまちづくりを進めるに当たり、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在進めている中山道を活用したまちづくりでは、大きく2つのことを取り組んでいます。1つは、サンコーパレットパークを中心とした指定管理者制度の導入、もう一つは中山道まちづくり推進委員会によるにぎわいの創出になります。

指定管理者制度の導入につきましては、生涯学習課が最終案を取りまとめており、市としての方向性を近日中に決定する予定となっております。

また、にぎわいの創出につきましては、中山道まちづくり推進委員会が昨年度の社会実験の結果に基づき、自主事業化に向けて動き出しているところであります。

地方創生交付金の交付最終年であることから、それぞれの取組について総仕上げを行い、さらなる展開を模索していく段階であると考えております。

今後も中山道まちづくり基本構想の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 質問のまとめとして、サンコーパレットパークを中心とした指定管理者制度の導入と地方創生事業の今後、将来を見据えて、中山道まちづくり推進委員会によるさらなるにぎわいの創出、また発展することを願って、次の質問に移らせていただきます。

質問の最後になりますが、地域の防災対策の強化についてお尋ねいたします。

6月23日日曜日、NHK、朝でございますが、全国放送によると、東海地方には激しい雨が降り、河川の増水により警戒をしたところでございます。当日、郡上市では記録的な大雨、大垣市赤坂東地区では一時避難指示が出されたところでございます。

瑞穂市では、過去に大きな災害といえば、昭和51年9月12日、台風17号で、穂積地区、床上浸水2,596世帯、床下浸水1,332世帯、旧巢南地区、床上浸水109世帯、床下浸水196世帯の被害

を受けました。

また、令和6年1月1日に石川県能登半島で発生しました地震では、最大震度7が観測され、多くの被害が発生し、今なお避難されている方々が多数いらっしゃるとお聞きしているところでございます。

瑞穂市においても平素より地震災害の備えが必要です。住民から時々不安の声が寄せられております。災害が起こったときのために、避難訓練が十分であるのか改めて検証する必要があると考えます。

1つ、避難所の整備と運営について。

現在の避難場所の設備や運営体制が十分であるのかどうか、瑞穂市の避難所における備品や人員配置の状況、整備計画についてお尋ねします。また、避難所の改善計画（エアコン）はあるのかどうかもお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 瑞穂市内には、指定一般避難所及び指定福祉避難所、合わせて27施設ございます。そのうち、各小・中学校と朝日大学の11施設に備蓄倉庫が設置されております。また、各コミュニティセンターや水防センター、各市役所庁舎においても備蓄スペースを確保しており、各種備蓄品の確保に努めておるところでございます。

備蓄品につきましては、食料、水、日用品、非常用電源及び燃料などと救助資器材等の避難所に必要とされる備蓄品の確保に努めておりますが、備蓄スペース等の関係もあり、十分な備蓄ができていないわけではございません。各種事業者と災害支援に関する協定を締結し、有事の際に備えているところでございます。

職員の非常体制につきましては、災害活動体制を5段階に分けて、必要に応じて職員を出動させる体制を確保しております。また、避難所を開設するような大規模災害の際は、災害対策本部が設置され、各職員へ指示伝達がされるよう体制を整備しております。

避難所のエアコン設置につきましては、避難者数が多数見込まれる市内3中学校体育館への整備を現在進めているところでございます。その他の施設につきましても順次検討していかなければならないと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 地域防災対策の強化、2番目ですが、地域住民の防災意識の向上について。

地域住民への防災教育や訓練の実施状況について、特に瑞穂市の住民に対する防災訓練の頻度や内容、自治会や学校との連携強化策についてお尋ねします。

また、防災士養成講座を開催し、徐々に防災士も増えてきていると思います。その活動も含

めてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 防災訓練につきましては、多くの自治会や避難所ごとで毎年実施されております。自治会では、主に避難経路の確認や消火訓練、炊き出し訓練などが行われ、避難所では開設・運営する訓練を行っております。

地域住民の共助を強化していく観点からも地域住民が各自治会の防災訓練や避難所単位の避難所開設訓練などに積極的に参加することは非常に重要なことであり、また指定避難所である各小・中学校の関係職員と連携を図ることも大切と考えておりますので、引き続き実施できるよう連携強化に向けて協力していきたいと考えております。

防災士の活動は、昨年度、防災士養成講座を実施したことにより多くの方が防災士の資格を取得いたしました。その取得された方々の参加を主として防災リーダー研修会を開催しており、受講した防災士は、自治会長を補佐し、地域の防災リーダーとして地域の防災活動や避難所運営訓練の中心的なメンバーとしてサポートしていただくことを考えております。

また、今年度は、防災リーダー研修会に参加した防災士を主とした組織化を図ることができ、今月6月30日には瑞穂市防災士会の発足式を行う予定をしております。

今後は、瑞穂市防災士会の会員と各自治会が中心となった避難所ごとの避難所運営協議会の設立を目指し、全ての避難所で協議会が設立できるよう市としましても積極的に推進していきたいと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 地域の防災対策の強化について、3つ目、地域連携と情報共有について。

新たな周辺自治体や県との連携、情報共有の現状についてお尋ねします。特に、瑞穂市において災害発生時の広域連携や支援体制は整備されているのか、その計画はあるのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） さきの震災、能登半島地震での災害支援において支援に行った職員の報告からも他自治体や県との連携及び支援体制の強化についての重要性をより強く認識したところでございます。

現状で周辺自治体と締結している協定につきましては、岐阜県と県内市町村による岐阜県及び市町村災害時相互応援協定、岐阜圏域9市町 ―― この9市町につきましては、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町でございます ―― による岐阜圏域における越境避難に関する協定、神戸町との災害時における越境避難に関する協定、さらに

は東京都瑞穂町との大規模災害時における相互応援に関する協定などがございます。

これら協定は、災害時の情報共有や職員派遣、越境避難などの広域連携を目的としたものでございます。包括的な表記で作成しているため、災害時には相手方と調整を図り、可能な範囲で対応していただくこととなっております。

その他には、生活物資供給や医療救護等、民間企業と67の協定を締結しております。

現在におきましても幾つかの自治体と災害時の協定を進めておるところでございます。近隣の自治体や広域的な連携も考慮しながら、積極的に自治体間の協定を進め、災害時の連携・支援体制を強化していくため、現在、幾つかの自治体との災害時の協定の準備を進めているところでございます。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○18番（若園五朗君） 地域の防災対策の強化について質問のまとめですが、地球温暖化等により全国的に自然災害が頻発しているところでございます。瑞穂市においても例外ではございません。地域の防災対策の強化について、市民生活の安全を守るため、平時からの防災対策についてお願いしまして、質問を終わります。

今回の質問事項は5項目を質問させていただきました。これに対する執行部からの答弁は、前向きな答弁をいただきました。今後も適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 18番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時45分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番 宮川頌健君の発言を許します。

宮川君。

○1番（宮川頌健君） 改めまして、おはようございます。

議席番号1番、創緑会、宮川頌健です。

議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従い、瑞穂市のSNSの活用について質問させていただきます。

傍聴いただく多くの皆様、ユーチューブで御覧の皆様、よろしくお願いいたします。

昨今、日本全国各地の自治体において、SNSを活用した様々な取組が行われております。先日、僅か人口2万7,000人弱の広島県安芸高田市が、全国自治体公式ユーチューブアカウントの登録者数で全国1位になりました。現在では人口を大きく上回る26万人もの登録者数がい

ます。その影響力がふるさと納税による税収アップにつながっており、市の財政を支える要因の一つになるまでになっています。

今後、瑞穂市の税収確保、また全国への魅力発信の一助にもなり得るSNSを現在どのように活用しているのか、また伸び代はどこにあるのか、20代の私自身の視点と多くのSNSを利用している市民の皆様の声を基に質問していきたいと考えています。

それでは、質問席にて質問していきたいと思います。

まず初めに、瑞穂市が運営しているSNSのアカウントは幾つあるのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） SNSアカウントはどれぐらいとの御質問でございますが、市の情報発信の面から、SNSアカウント以外の媒体も含め、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、市が運営しているSNSは、瑞穂市ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、LINE、市民メールの5つでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

それぞれのSNSアカウントのフォロワー数や、その中で瑞穂市民の割合はどうなっているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 正確な数字は持っておりませんが、まだまだインスタグラムにつきましては今年1月から始めておりまして、なかなか今フォロワー数を増やすことができず、職員で今どのようにしたら、先ほど議員さん言われたとおり、情報発信をしていけるかというところを今調整しておるところでございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） インスタグラムに関してプロアカウントになっているかどうか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 大変申し訳ありません。先ほども申したとおり、今現在ちょっとインスタグラムを始めたばかりで、私自身も最近ちょっと始めまして、今勉強をしておるところでございます。

また、議員の皆様もインスタグラムを行っておる方が多数見えると思いますが、そちらのほうを見させていただいて、今後勉強していきたいと考えておりますので、御理解いただけます

ようお願いしたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） インスタグラムに関しては、プロアカウントにすることにより、単にどれだけの人に見られているかではなく、エンゲージメント率の確認であったり、「いいね」、コメントや保存数、1 か月、また長期にわたる確認をすることもできます。今後の発信の仕方を考える指標にもなると考えます。多くの方々に共感していただける情報発信をお願いいたします。

次に、今運用しておられるアカウントでは、それぞれのアカウントでどのような情報発信をしているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 令和2年度よりフェイスブックを開設いたしまして、市の自然や風景など四季折々の市内の様子を撮影し、市の魅力発信を目的に投稿を開始し、その後、魅力発信に加え、ホームページや広報紙以外でも広く情報を提供することを目的に、市主催の行事、市が実施する事業などの情報発信ツールとして活用しております。

さらに、フェイスブックの登録者層が比較的40代、50代以降の中高年層に多いことから、若年層への情報発信の手段として、令和6年度よりInstagramを市の魅力発信とともに交流人口の増加とシビックプライドの醸成を目的に投稿を開始いたしました。Instagramは、写真、動画を共有するソーシャルネットワークサービスであることから、市の魅力を伝える写真や情報、本市からのお知らせなどの情報発信を行っております。

また、市民協働安全課にて、防災行政無線の放送内容、気象警報、イベント情報などの市からの様々なお知らせをメール、LINEで配信するみずほ市民メールを開設しておるところでございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、今上げられた情報発信の内容、それぞれのアカウントではどのような目標を達成しようとしているのか、数値的な目標などありましたらお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） SNSの活用により、本市の魅力を利用者と共に再発掘し、写真や動画で発信・共有することで、本市の認知度やイメージ向上を図りながら、交流人口の増加とシビックプライドを醸成していくことを目標としております。

また、イメージ的な情報のみならず、実用的な市からの情報を広く伝えることで、市民が瑞

穂市に誇りと愛着を持ち、シビックプライドが高まることで人口流出を抑えられれば、定住率が向上し、新たな移住者を引きつける効果が期待できると考え、数値的目標設定は行っておりませんが、事業を実施しているところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

私は、目標となる数値が今後必要になってくると考えております。今後の数値目標の検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、SNS の運営に関わる部署や担当者はどのように組織されているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） ホームページ、フェイスブックにつきましては、企画部総合政策課の広報・企画係が写真の撮影や記事を作成し、アカウントの管理を行い、実際の投稿を行っております。庁内の他部署からの投稿についても記事や相談を随時受け付け、各課の広報委員を通じて、どの部署でも広く情報発信できるよう仕組みを取っております。

インスタグラムについては、同じく企画部総合政策課が担当部署となっておりますが、他部署の若い職員に関わってもらい、情報発信を行っております。また、朝日大学の学生と共に一緒に取り組めるよう、現在進めているところでございます。

みずほ市民メールにつきましては、市民協働安全課にて管理・運営しており、他の SNS と同様に各部署が投稿を行うことが可能であり、情報発信できる仕組みを取っているところでございます。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

今後、SNS による情報発信は市の財政にも大きく関わる事が予想されます。市の職員の登用の際には、情報分野に秀でた人材をよろしくお願いいたします。

続きまして、先日行われました瑞穂市議会議員選挙における SNS の運用についてお尋ねします。

3 月の議会で馬淵議員の質問に対する答弁で、X での広告機能を利用した選挙啓発を行うという執行部の答弁がありました。全国的に見ても新しい試みということで、私自身楽しみにしていましたし、実際に X において広告が出てきたときにはわくわくしたのを記憶しております。

また、昨日の北村議員の質問の答弁において、X で18歳から34歳をターゲットに広告を打ったという答弁がありました。

そこで、まずXでSNS広告を利用するに至った経緯、そして広告費用についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

瑞穂市議会議員選挙でのSNSの活用についてということで、今回の選挙では市の公式フェイスブックとInstagramで西部複合センターや朝日大学での期日前投票所の案内などの投稿を行いました。

実績として、期間中にどれだけの人が閲覧したかを示すリーチ数は、投稿4回の平均でフェイスブックが434人、Instagramが264人ということとなりました。

御質問いただきました今回の選挙では新たにXの広告機能を利用したターゲティング広告も実施いたしまして、この実績といたしましては、広告が利用者にどれだけ表示されたかを示すインプレッションの総数でございますが、約16万回で、このうち18歳から34歳のユーザーにターゲットを絞って約80%に当たる13万回の表示を実施しました。

この広告に対する反応を数値化したエンゲージメント率でございますが、残念なことに0.8%とちょっと低い結果となりましたが、関心が低い世代へのアプローチへのきっかけになったのではないかというふうに考えております。

SNSでの啓発活動を含めまして、啓発事業の効果を示す指標は投票率になるかと思います。今回の選挙では、20代前半の世代は低い投票率となりましたが、20代後半から30代については投票率が大幅に上昇したことも踏まえ、手前みそでございますが、SNSを利用した啓発活動の効果もあったのではないかというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

どうしてInstagramでは広告を打たなかったのか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回Xの広告を利用したというのは、3年目の若い職員からの提案がございました。若い職員が、Xのほうが若い世代が見てみえるという話もありまして、いろいろな選択肢があった中で、Xについては今までにそのような啓発活動を実施したという実績もないということで、売り込みもございましたので、ぜひ瑞穂市が初めてのその実績として残していきたいなという思いがございましたので、今回の選挙ではXにターゲットを絞った形での広告ということになりました。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 先ほどの質問で費用についてお願いしたんですが、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません。正確な金額はちょっと今答弁できませんが、私の記憶でございますと、大体20万円ぐらいだったというふうに記憶してございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

市では、Instagram、Xに関して、どちらのほうの利用者が多いかというのを把握しているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

Instagramについては、先ほども御答弁、申し訳ございません。先ほどフォロワー数やエンゲージメント率等々の御質問があったと思いますが、それに併せて御回答をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まずエンゲージメント率とは、分母を記事を見た人、分子を「いいね」をした人、シェアした人、保存した人など投稿に対して何かしらの行動を行った人の合計値として計算した割合でございます。エンゲージメント率が高いほど、閲覧者に対して有用性が高い、価値ある投稿と一般的に言えると言われております。

フェイスブックにつきましては、フェイスブック内のプロフェッショナルダッシュボードの投稿インサイトより、インプレッション、これは延べ閲覧数でございます、リーチが記事へのアクセス数、エンゲージメント、「いいね」の数値を投稿記事ごとに確認しております。

また、Instagramにつきましては、Instagram内のプロフェッショナルアカウントにて運用しており、投稿後にインサイトから、誰が見ているか、いつ見ているか、どこからの流入かなどを数値から確認し、次回投稿の際の指標としております。

先ほどの御質問の中で、Instagramにつきましては、先ほど御回答させていただきましたとおり、まだまだ始めたばかりで、フォロワー数がございませんので、そちらのほうが高いということで御回答をさせていただきますと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） 分かりました。

今回の選挙期間において、市の公式ＬＩＮＥにおける啓発がなかったかのように思いますが、どうしてそれはしなかったのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 私どもとしては、公式ＬＩＮＥでも選挙の啓発をしておったと思うんですが、御確認がいただけていないのかなと思いますが、私どもとしてはＬＩＮＥで、市民メールの中で一緒に合わせてやっておりましたので、その中で選挙啓発という形で実施をさせていただいたというふうに認識しております。以上でございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） 分かりました。

続いて、緊急時や災害時のＳＮＳの活用についてお尋ねします。

昨今、日本全国各地において様々な自然災害が多発しており、今の時期ですと、この瑞穂市においては水害の危険性も高まっています。防災行政無線の内容をリアルタイムでＬＩＮＥなどで発信する必要があると考えています。今後の活用方針についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今し方、緊急時や災害時におけるＳＮＳということで御質問いただいたと思いますが、現在はＳＮＳが広く普及しており、緊急時や災害時には多くの方への情報発信手段として非常に有用であると認識はしております。

反面、ＳＮＳの場合、誰もが容易に情報発信できることから、正しくない情報も多く、特に災害時には増加する傾向にあり、受信者が正しい情報と思い込んで拡散してしまうことなども問題となっております。その情報の発信源を確かめることやほかの情報と比べてみる必要がありますと言われております。

現在、当市では緊急時や災害時の情報発信は、防災行政無線やみずほ市民メール及びホームページで行っており、議員御質問のＳＮＳの活用はみずほ市民メールとなります。現在の登録者数につきましては、延べ件数とはなりますが、メールが8,805人、ＬＩＮＥが4,146人、すぐメールが3,600人となっており、合計１万6,551人の方に登録をいただいております。

今後もみずほ市民メールの登録者については増加に向けてＰＲを行っていきたいと考えております。一人でも多くの市民の方に速やかに災害情報を提供できるよう、災害時のＳＮＳ活用について、他市町の事例なども含め、調査・研究を行っていきたいと考えております。以上です。

〔１番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） ありがとうございます。

続きまして、現在Instagramにおいてはコメント欄をオープンにしていますが、今後、不適切なコメント、誹謗中傷のコメントなどへの対応策をお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今現在、フェイスブック、Instagramともに、原則としてお寄せいただいた投稿に対し、個別の回答を控えることとして事業を行っております。

また、各運営方針において禁止事項を定めており、利用者の行為が該当する場合には、投稿の削除、アカウントのブロック等を行うこととし行っております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） 分かりました。

瑞穂市のなりすましアカウントであったりフェイクニュースについて、今後出てきたときの対応マニュアルがどのようになっているのかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問でございますが、明確な対応マニュアルといったものが今現在ございません。

今Instagramを開始いたしましたところですので、今後は、議員言われたとおり、マニュアル化をして対応できるよう検討していきたいと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1 番（宮川頌健君） ありがとうございます。

マニュアルを今後作成していただけるということでよかったと思います。

また、このマニュアルに関しても、一度作成すれば終わりというわけではなくて、必要に応じて、またアルゴリズムなどの変更に応じて更新、また変更を加えていくことをぜひお願いいたします。

そして、今後、様々な情報を発信していく中で、個人情報の取扱いが重要になってきます。市がアップした写真などを悪用されたり、それによって個人を特定して、今ですと生成AIなどを利用しフェイク動画に利用される危険性もあります。このような悪用への対策などあればお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当市の公式SNSにおいては、機微な個人情報を取り扱うことはございません。

なお、掲載写真については、写真撮影の都度、御本人に使用について確認し、承諾されていない写真はSNSに使用しないことで個人情報保護対策として事業を行っておるところでござ

います。

〔１番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） ありがとうございます。

続きまして、今、市が情報発信のために運用しているそれぞれのＳＮＳアカウントのセキュリティはどのようになっているのか、アカウントにログインしている端末の種類、数などをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） アカウントのセキュリティ管理について、物理的なセキュリティ管理としましては、フェイスブックの投稿に関し、職員が使用するパソコンとは別に専用の端末を使用してございます。

また、インスタグラムも特定のタブレット端末で投稿する運用として、担当課以外の者が端末を使用することはできないよう管理しております。

また、ＳＮＳのセキュリティ設定に関しましては２段階認証を行う設定とし、これによりログインや特定の操作を行う場合にパスワードの受け取りが必要になり、このパスワードがなければ操作を継続することができないよう管理して行っております。

〔１番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○１番（宮川頌健君） ありがとうございます。

誤った情報が市から発信されないことがないように、ダブルチェックをするなどの対応をお願いいたします。

続きまして、今後のＳＮＳの活用の計画や新しい取組などがあればお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） インスタグラムにつきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、本年１月より運用を開始したばかりでございまして。現在までの投稿については試行錯誤を重ねているところでございます。情報発信をする際には、ターゲットによって使用するツールを選択するべきであると考えているところでございます。

また、インスタグラムは若者への情報発信を主眼に置いていることから、先般、朝日大学の学生と情報交換の場を設け、行政にはない発想、若者文化など、多くの御提案をいただきました。

今後は、若手職員、さらには朝日大学学生とさらなる情報交換を行い、瑞穂市の魅力発信を全国に発信できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔１番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

Z世代への情報を届けていくために、ティックトックの活用の検討予定はありますか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今現在、活用する計画はございませんが、先ほども申しましたとおり、若者、若い職員に参加いただいたり、あと朝日大学のほうに今はやりのティックトック等々を行っている学生もおると思いますので、市でやるのではなく、学生のほうから瑞穂市の情報発信等を今後やっていければなと今計画しておるところでございますので、御理解いただきますようお願いします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

時代の変化とともにティックトックを利用する市民がこれから増えていく中で、それに応じて市の情報発信も変えていく必要があると考えております。

そして最後に、今後、著名人やインフルエンサーとのコラボ企画など、そういった計画はありますか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 著名人等々ということでございましたが、まだまだそこまでの域には達してないと職員も考えておりますので、今後の検討の中で計画できればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 宮川頌健君。

○1番（宮川頌健君） ありがとうございます。

今、SNSの世界では、著名人やインフルエンサーとのコラボ動画であったり、タイアップ企画が多く配信されております。瑞穂市の魅力を全国の多くの方々に知っていただくためには、効果的な方法だと私は考えております。

ぜひ御検討をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 1番 宮川頌健君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

9 番 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） こんにちは。

議席番号 9 番、市民の会、鳥居佳史です。

私は、このたびの選挙で再度議員にならせていただきました。

私は、瑞穂市の税金が市民のために本当に使われているんだろうかと、市民の必要なところに使われているんだろうかという視点でチェックしていきたいというのが、この議員活動の一つの大きなテーマでございます。1 つ具体的に言いますと、財政の持続性という点でも今回も一般質問でさせていただきます。

以下、4 つの項目について質問席から質問させていただきます。

瑞穂市では今、公共事業が公共下水道と新庁舎、そして駅前の区画整理と進められています。

その中で、まず今日は公共下水道について、第 1 期事業が始まっております。その中で、建設費が皆さん御承知のように非常に上がっております。その辺の建設事業費の状況をまず確認させていただきたいと思います。

この下水道事業第 1 期事業、最初の下水道事業を計画したとき、第 1 期で 1 つ事業の計画を示されております。そのときの事業費が処理場と管工事でそれぞれ幾らであったかをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

御質問の最初の概算事業費の算定ということですが、令和元年度に策定された現在の事業計画区域における下水道法第 4 条に規定する瑞穂市公共下水道事業計画に示された、こちらになります。様式 3、7 ページになります、の下水道事業に関する財政計画書というものがございます。この財政計画に示された事業費は、污水管路の建設改良費が 48 億 5,460 万円で、下水処理場の建設費が 23 億 6,622 万円となり、合わせて 72 億 2,082 万円となっております。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今の億の単位でいいんですけど、億の単位で足すと 70 になりますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 合わせて 72 億円です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今私が聞いたところだと、処理場が 24 億円とおっしゃいましたね。管工事が 38 億円、違う。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 再度御説明いたします。

汚水管路施設の建設改良費が48億5,460万円、それで下水処理場が23億6,622万円となりまして、合わせて72億2,082万円となっております。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） ありがとうございます。了解でした。失礼しました。

それで、現在、第1期事業が実際に始まっております。現在の処理場、土地代を含む処理場の事業費は幾らになっていますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 処理場だけでよろしいでしょうか。

じゃあ、ついでに一緒にお話しさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 静粛に。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在は、汚水管路施設整備に係る提案時見積価格が48億3,634万8,000円、下水処理場建設整備に係る基本協定が36億6,000万円となり、合わせて84億9,634万8,000円となります。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 当初72億円が現在85億円ということで、時間をいただいて計算しまして1.18倍ですね、1.18倍に今工事費が当初予定よりも上がっているということでございます。

それで、今後、今いただいた数字については、何年か前、ある意味契約をした金額だと思いますけれども、今後、現在このように物価高騰している中で、いわゆる物価上昇率が1.3とか1.5とか言われていますけれども、最初の下水道事業そのもの、全体の総事業費は幾らでしたか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 最初と言われるのは何年でしょうか。

○9 番（鳥居佳史君） 令和元年。

○議長（庄田昭人君） 再質問ですか。

質問をしっかりと一回してください。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 失礼しました。

今示された最初の実業計画書です。それです。その全体事業費。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほども申しましたが、72億2,082万円でございます。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） それは第1期事業で、全体です。全体事業費。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 全体事業費といたしましては、約369億円ほどと覚えております。以上です。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） 今電卓で計算しましたら、369億円の全体事業費、当初の事業費が、取りあえず現在、数年前に、今第1期で工事をしていますね。72億円が85億円になったと、第1期工事の事業費分ですね。単純に比較というのはできない。その比較は1.18倍なんですよ。1.18倍に増えています。それで、昨今の建設費物価の高騰によって、これから30年、40年先という非常に長い期間に、まだこれから事業費はかかるんですけども、想定として今85億円という現在の価格よりも多分、1.5倍という仮定の数字を当てはめますと、369億円が653億円という数字になってしまうんですね。

つまり、公共下水道というのは本当に大変費用のかかる事業というのは皆さん御承知で、本来ならば私も公共下水道はあっていいものだと思います。ただ、時期が瑞穂市は残念ながら開始するのが遅かったと、かつ人口もこれから増加を認めない、認められない、かつ下水道がなかったために瑞穂市では5割の家庭で既に合併浄化槽を設置しているという、こういう状況の中で、財政的に大丈夫だろうかという懸念がありまして、先ほど述べましたように財政の持続性という点で質問させていただいております。

では、今から、ちょっと私の調べた内容の瑞穂市の財政状況について皆さんに知っていただきたいと思ひまして、お話しさせていただきます。

全国の市町村、県も含めて、決算カードという、こういう1枚のぺらのものというのが総務省から出されています。瑞穂市も、全国、令和4年度の最新の情報ですと、令和4年度の決算カードというものが出されていまして、この決算カードを読み明かしますと、瑞穂市の経常一般財源、要は税收ですね、皆さんの税收、そして地方交付税も含めて、そして臨時財政対策債、これは非常にちょっと分かりにくいんですが、要はこれも一応税收の一部だというふうに考えられておりますので、瑞穂市の税收が約121億円になる、ざっくり言うとな。瑞穂市の税收は121億円です。

そのうち、経常支出、どうしても無条件に出費しないといけないというお金があります。そ

れは人件費とか扶助費、扶助費というのは社会保障制度の一環として児童、高齢者の方への支援とか障害者、生活困窮者を支援する費用、児童福祉とか生活保護とか社会福祉、これはどうしても必要な費用であります。それと借金です。返さないといけませんから、これも経常支出ということになります。そのトータルが101億円なんです。

そうすると、瑞穂市には税収は121億円、そのうち無条件に出てしまうお金が101億円、差額は20億円です。その20億円が瑞穂市の税収でもってお財布の中にあるというふうに考えていただきたいと思います。

さて、その20億円のうち、建設事業、土木とか修繕とか、これが、投資的経費といいますけれども、そういう建設関係に、トータルでは21億円ですけれども、そのうち国からの交付金とかがありますから、それは国からもらえるのを除いておいて、自前でこの税収から出す金額が12億円だったんです。今、令和4年のこの決算カードを基にお話ししています。そして、積立金を8億円しています。トータルすると20億円です。つまり、お財布の中にある20億円のうち、建設とか修繕に、物を建てたり、投資的経費、そういうお金に12億円と、今までに借りた借金の返済をしないとイケない、それで20億円。

つまり、じゃあ残った財布の中のお金はないんですね。ないというのは語弊がありますがけれども、非常に数が、金額が僅かしかないんです。これが瑞穂市の今の財政の状況だと、この令和4年度の決算カードからは読み取れます。

ですから、いろいろ市の方の答弁とか、いろいろな要望とかされている中で、瑞穂市は財政厳しいんだよという声が必ず出ますけれども、まさにそれを裏づけるというか、これはお金がないという状況をこの決算カードが示しているかなというふうに思います。

そういう中で、本当に税収が豊かでない結果が今言ったことなんですけれども、これからの瑞穂市の出費として、瑞穂市には橋梁が600あるんです。市道も445キロ。建物の施設が89施設、15万平米あります。維持費はこれからもかかり続けます。そして、高齢者がこれから増えていきます。ですから、高齢者への医療費とか介護等に関する費用は増えていきます。

つまり、ますます出費は多くなる。税収は伸びるか。こういう点を考えると、非常に貴重な財源をどこに使うかという部分は本当に考えないと、私たち市民が望んでいるところに税金が使おうと思っても使われないという部分がここに見えてくるんですね。

そういう意味で、今、公共下水道事業第1期をやっておられます。始めたものですから、これを財政に負担がかからないように少しでもするには、一番必要なことは接続率ですね。接続率をアップするために地域住民の方への方法と、住民への意向状況はどのようになっているか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 地域住民への接続率の向上に向けてということになりますが、

令和9年度に供用開始区域の予定のうち、本田団地については集中浄化槽ということで約100%の水洗化率を見込んでいます。

牛牧地区についての水洗化率向上に向けた対応についてお答えいたします。

牛牧地区の水洗化率向上については、下水道本管工事を行っている現在から、工事施工会社による供用開始後の排水設備改造工事の説明や改造工事費の相談業務を令和5年度から令和8年度の期間で委託し、現在、水洗化率の向上の活動を実施しております。

また、単独浄化槽とくみ取りについては接続していただくことは当然になりますが、合併浄化槽についてはそのまま御利用いただいても構いませんが、面整備工事の有無を的確に把握するため、合併浄化槽利用者に意向調査として下水道接続に関するアンケート調査を令和5年10月から令和6年1月の間に実施いたしました。

送付件数が452件で、現在の回収率が50%で、そのうちの78%が将来下水道に接続するという結果になっており、そのうち3年以内に限っても69%が接続するという調査結果となっておりますが、引き続き積極的に水洗化促進活動を行い、水洗化率向上に努めたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 牛牧地区の方のアンケートが50%というのは、いつ取られたんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほども申しましたが、令和5年10月から令和6年1月の間でございます。現在もぼちぼち来ておりますので、最終的にはもう少しの回答率になるかと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 50%というのは残念ながらちょっと少ないですね。もう少し70%とか80%とかあると全体の接続状況がつかめるかと思うんですけれども。50%はある意味、もう工事が始まっているので関心はあると思うんです、牛牧の人ね。ところが回答が50%しかないということは、接続するよという前向きな方であれば回答するかと想像するんですけれども、50%しかないということは、逆の意味で接続する意思がないのかなというふうに取れてしまうんですけれども。

そのうちの73%が接続してもいいよということでしたか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 78%でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 失礼しました。

いずれにしても、接続率を上げるということは、始まった以上、至上命題ですよ。

そういう意味で、私も事前にいろいろ打合せさせていただいて、ここに、ある雑誌の一部のコピーがあります。これは「下水道協会誌」、これは全国紙ですね、下水道に関する協会誌、全国紙です。その全国紙の中の今年の5月の記事に、環境水道部の工藤課長が投稿されている記事が載っています。汚水管路DB（デザインビルド）に合わせた水洗化促進の取組ということで、全国紙の中に記事が紹介されています。ここで、水洗化率の向上を目指すことの大切さ、必要性を説いておられます。

まさにそのとおりで、具体的に今、成果連動型の報酬という新しいタイプを、やり方を今回の工事業者に課してやっているというのも新しい取組だと思います。そういう担当者の努力は分かるんですけども、結果として先ほどの牛牧地区の50%、回答率50%で接続してもいいよというのが78%、まだまだ低いという中で、下水道を促進されておられる市長がやっぱりこれは率先して、それこそトップセールスで、瑞穂地区、特に市長は瑞穂地区からの支援の方が多いと思われまいますので、やっぱり市長が先頭に立って下水道の接続を呼びかけていただいて、この接続率をアップするというのを先頭になってやっていただくことが財政の負担を軽くする唯一の方法かなと思います。

建設費は、先ほど言いましたように、これから上がる一方です。じゃあ、どこでこの下水道の財政の均衡を保つかといたら、下水道を使用する人が一件でも多くないといけないというところです。

それで、最後、下水道についての質問ですけども、最後の2つ目ですね、この財政計画の見直しをするのはいつで、そのときの事業費と接続率の想定はどう考えておられますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 公共下水道全体計画の見直しを今年度から令和7年度に向けて行いますので、全体の財政計画の見直しもその中で行いますが、現在の事業計画ですね、そちらの見直しは考えておりません。

そして、全体計画の見直しは、昨年度、岐阜県が見直した木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら行うもので、それと合わせて財政計画も見直しを行うものとなります。

下水道事業における事業費や水洗化率はとても重要な一因となりますが、それ以上に重要なのは、何回も個別に御説明させていただきましたが、供用開始後の経費回収率、いわゆる水洗化率ですね、からもあります。一般会計負担金と補助金、出資金などの金額となります。

これらの数値を算定するために、国庫補助金、企業債長期金利利率、受益者負担金、下水道

使用料の単価設定、水洗化率を勘案した下水道使用料などの収入を見込み、減価償却や企業債の元金・利子からの普通交付税の見込みや収入、今後の管路施設の整備計画、流入水量に伴う下水処理場の増設計画、公共工事価格の増減の変動、汚泥処分を含めた維持管理計画などを総合的に想定しながら、将来に向けた財政計画を策定していくことになります。

事業費と水洗化率の想定についてということになりますが、そういった条件を想定しながら全体計画の見直しの中で検討していくことになりますので、大変申し訳ありませんが、現在ではお答えすることはできません。以上です。

〔９番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） 確認です。令和７年度中に策定ということによろしいですね、全体のほうもね。はい、ありがとうございます。

最後に、プラント予定地というのは、一番水害の起きやすいところに建てられるわけですが、地震と水害時の下水処理場及び下水道管の災害対策の地元住民への説明についてはどのようにされていますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 下水処理場や管路施設の耐震についてや浸水時の下水道管への影響については、これまでの各地域での説明会など、何度か御質問いただいております、その都度回答させていただいておりますが、今後も引き続き地域の説明会等で詳しく説明していきます。

また、市から下水道施設の地震に対する情報発信について、過去の広報への掲載を行ったり、その部分の広報紙を抜粋してホームページに掲載しておりますので、また一度御覧になってはいかがでしょうか。

また、昨日の一般質問の中で、災害時を考えて合併浄化槽の設置をという話がございました。確かに地震には大変有効だと思われていますが、瑞穂市の公共下水道は、遅れたメリットということもありまして、過去の経験に基づく災害時に強い下水道整備が行えると思っております。

災害は、地震のみだけではなく、大雨による浸水被害もあります。瑞穂市の住宅の浄化槽は、駐車場などの比較的道路に近い場所にあり、浸水時は浄化槽の機能が発揮できない場合や逆流などが考えられます。瑞穂市の下水道は、分流式となり雨水は下水道管に流れないため、床下程度の浸水でも安全に流すことができます。

また、地震においても、先ほども言いましたが、遅れたことのメリットということもありますが、耐震管やマンホールの上昇防止対策など、災害に強い下水道整備の構築を目指していきたいと考えております。以上です。

〔９番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 処理場が、あの辺りは以前は田んぼで、ある意味、水害が出たとき遊水地的な部分であったんですよ。逆に言うと、あそこに一番最初に水がたまってきやすいというところで、そこにあれだけ盛土をしてプラントを造ったということは、下畑の近隣の方は一番その水害に対して早く増水するわけですから、十分そういうときの水害に対しての準備というのをどういう対策をするかというのは丁寧に説明していただきたいと思います。

では、下水道についての質問は以上にさせていただきます。

次に、高齢者の方の移動の確保について質問をさせていただきます。

みずほバスの高齢者の利用状況は今どのようなになっていますか。また、今後の方針について伺います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） コミュニティバスであるみずほバスは、地域住民の移動の足として、JR穂積駅を起点とし、公共施設、病院、商業施設等が利用できるよう経路を設定し、市内を4路線で運行しております。

これまでも、利用者の利便性の向上を図るため、路線再編や乗り継ぎを考慮したダイヤの見直し、バス停の位置の変更などを実施してきました。それらにより、令和5年度には過去最高の12万1,328人の方に御利用いただいております。

御質問の高齢者の利用状況といたしましては、令和6年1月にみずほバスの各路線・各時間帯乗客数調査を目視にて行っておりますので正確な数字ではございませんが、その結果は1日339人の乗車数に対して、およそ高齢者と判断された方の人数は70人となっており、全体の20.64%を示しております。

路線ごとでは、高齢者の利用割合の多い順に、馬場十七条線で97人中26人、27%、本田七崎線で116人中29人、25%、牛牧穂積線で68人中12名、18%、十九条古橋線で58人中3人で5%となっております。

みずほバスの利用促進を図るため、昨年9月には敬老の日に合わせて高齢者を対象とした無料企画を1か月実施しております。また、令和3年度より、75歳以上の高齢者を対象として、1回の運賃が半額の50円となるみずほバスシルバーカードを発行しており、令和5年度までに205件の申請をいただいております。

今後の方針につきましては、昨今の運転手不足の問題もあり先が見えない状態でございますが、今後、高齢者タクシー利用助成を実施する健康福祉部と連携を取りながら、高齢者も含めた利用者数の増加に向けた利用促進と周知を図っていきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） そうなんです。令和6年1月17日水曜日に調査されまして、そのデー

タを私も見ました。339人、4路線で、1日ですね。高齢者の方70人、20%。1日に70人の高齢者の方が1日4路線で、これを多いと見るか少ないと見るか、少ないです。残念ながら少ないです。

私も選挙期間中、多くの高齢者の方のお話を聞きました。昨日の一般質問で藤橋議員も高齢者の方の移動手段の確保、本当に切実だというお話をされています。不十分だという認識は多分お持ちだと思いますけれども、ここで1つ例を紹介させていただきます。

神戸町がやっておりますばらタクというシステムです。

神戸町の人口は1万8,623人です。令和5年度の実績、確認しました。町の持ち出し費用は2,966万円です、年間。延べ利用者数5万2,350人、これは全て高齢者です。70歳以上ですけれどもね。ちなみに平成28年、私一度調べていまして、2016年、このときは利用者数が2万5,000人、利用者数が倍以上に増えているんです。

ちょっと簡単に説明します。

ばらタクというのは、条件がありますけど、70歳以上の方ですけれども、1回200円最初に運転手さんに払ったならば、あとメーターが2,500円までは無料。つまり、あとは町が払うんです。2,500円を超えた部分は自前でその場で払う。こういうシステムです。

そして、2016年のときよりも現在サービス内容を改善しています。以前は神戸町内だけの移動に限られていたシステムを現在は病院、大垣市民病院と徳洲会病院と西濃厚生病院への医療目的の場合は利用可となっています。

そして、そのときの利用するタクシーは、神戸町内の民間タクシー以外に、それぞれの病院が契約というかついている大垣タクシー、揖斐タクシー、山田タクシー、中部交通タクシーもこのサービスが適用できる。このように高齢者にとってありがたいというばらタクをやっています。

この神戸町の今の実績、年間2,966万円かかっている費用を私は瑞穂市に換算したらどうなるかというのを簡単に当てはめてみました。

モデルとしては、まず人口の差ですね。神戸町と瑞穂市の人口の差、特に65歳以上の高齢者の比率が、瑞穂市は1.98倍です。

そして、市の面積、タクシーは移動距離が関係ありますので、市の面積は、瑞穂市は28.2平方キロ、神戸町は18.8平方キロ。面積は1.53倍です。

そうすると、約2,966万、まあ3,000万として、これの高齢者の比率1.98倍掛ける距離、面積の割合1.53倍掛けると9,088万円になるんです。1億に満たない金額がモデルとしては想定されます。

さて、今、瑞穂市のコミュニティバスと路線バスをトータルした金額が、私の記憶ですと約1億円前後だったと思いますけれども、さて市民にとって、先ほども言いました本当に喜ばれ

る税金の使い方という部分では、どちらのサービスがより適切であるかというのをやっぱりいま一度よく考えていただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

新庁舎建設です。

建設場所検討時に、敷地面積規模5万平米程度に絞られた経緯がありますけれども、その中で総事業費の検討がされているかどうかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎建設検討委員会においても候補地ごとの概算事業費の検討について御意見がございましたが、場所がどこであっても整備を必要とする新庁舎の建物機能やボリュームについては変わらないという考え方から、候補地選定時に概算事業費の算出は行っておりません。

しかし、昨日も答弁のほうをさせていただきましたが、候補地ごとの概算事業費については、新庁舎建設検討委員会からの最終答申の前までに算出する予定としております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 私、今ここに瑞穂市新庁舎建設検討委員会の報告書ですかね、これが手元にありますけれども、この敷地について検討されたときが第4回だと思います。この中をちょっと見てみました。

そうすると、候補地の考え方ということで、5つの候補地が上げられていまして、敷地面積、周辺道路、位置づけ、規制値、課題・留意点という項目がそれぞれまとめてあります。

この中で、朝日大学の南側について、課題・留意点で、市街化調整区域での建築は困難（市街化編入等が必要）ということで、このような課題としてコメントがあります。

只越地区について見ると、周辺道路の拡幅が必要としか書いてありません。只越地区も市街化調整区域です。朝日大学の南側と同じように、ここには市街化調整区域での建築は困難というふうに課題・留意点で書き込まなければならないのに書いていない。これはなぜですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、議員が、第4回資料のどのページなのかというのを教えていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 22ページになります。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 私が持っている資料の課題・留意点のところには、市街化調整区域での建築は困難と只越地域も明記してございますが、どこを見て言ってみえるのかちょっと分からないので、答弁のしようがございません。以上でございます。

〔9 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9 番（鳥居佳史君） そうですか。ということは、私がホームページからダウンロードしたときは訂正されていなかったと、その後、訂正されたんですか。

○総務部長（石田博文君） 知りません。

○9 番（鳥居佳史君） 不思議ですね。

○議長（庄田昭人君） 質問を続けてください。

○9 番（鳥居佳史君） じゃあ、これは後ほど、後で確認にお伺いさせていただきます。

さらに、この第4回の検討委員会で、候補地選定において評価基準の重要度の考え方ということで、重要度の高い点が8点あって、評価の低い点は2点、3点ということで、その項目によって評価する点数分けをしているんですね。

この中で、8点という一番高い評価の得点の項目として、市域全体を見たときの候補地のバランスと書いてあります。これは、中の資料を見ますと、要は瑞穂市の市の全体の中心部分が、中心地という位置づけの資料があるんですけども、只越地区はね、その辺をイメージして、市域全体を見たときの候補地のバランスということを言っているのかなと思うんですけども、評価の重要度として一体その候補地のバランスがなぜこれほど重要度が高い位置になるのか全く分かりません。

それともう一つ、最高点の8点にありますけれども、まちづくりに発展し得る余地があるかどうか、有効に機能する空間・場所があるかどうか。まちづくりに発展し得る余地、これが最重要度とあるんですけど、具体的にこれ皆さん分かりますか。何が発展し得る余地かという部分が分からない状態で、これが最高位の8点になっている。

そして、6点の評価のところは、将来人口の増加傾向を踏まえた位置の妥当性。これで評価できるんでしょうか。

候補地周辺の建物倒壊危険度、これも6点と評価です。ちなみに、今私が申しあげました項目は、只越地区の評価点では高い得点になっています。候補地周辺の建物倒壊危険度というのは、地震が来たときに、周りの建物が倒れて、庁舎も倒壊に被害を受けるという、そういうイメージかと思うんですけども、普通ないですよ。周り、駐車場とか緑地とかがありますから。この項目でもって評価の差をつけるというのは、私、設計をやっておりますけれども、なかなか理解できません。

ということで、この敷地が只越に選ばれた経緯について、納得できる過程でもって、理由で

もって、只越に示されたということがどうしても理解できません。

それで、次の関連質問で、新庁舎の建設に伴う総事業費のうち、国からの補助金がどの程度見込めるかということをお聞きしますけれども、庁舎建設には庁舎そのものの建設、そして市民センターの建設、そして外構の事業、そして土地取得して道路を整備する費用がかかります。それぞれの事業のうち、国から交付金として下りてくる項目と、大体のあれば金額、割合とかを教えてくださいませんか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎建設の財源の考え方につきましては、平成29年2月に策定いたしました瑞穂市庁舎将来構想や平成31年3月に策定いたしました瑞穂市新庁舎建設基本構想の中で、基本的な財源計画の考え方が示されております。

その内訳といたしましては、建設基金が75%、地方債が20%、一般財源が5%で賄うこととしております。

また、現時点でございますが、市庁舎単独施設の建設に係る国庫補助金はありません。

しかしですが、複合施設として他の施設と併設したりする庁舎を計画する場合、補助の対象となることがあります。

今後、市民ニーズを踏まえた庁舎を計画していく上での検討課題として、財政負担を軽減するための事業手法や国庫補助金等の対象となる施設の動向を確認する必要があるがございます。どのような庁舎ができるのかということによりましての補助や起債の状況が変わってくるということでございます。

よって、新庁舎建設基本計画が策定された後に、具体的にその計画した時期にどのような補助金等が該当してくるのかということを検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 事業費については、検討委員会でも資料がありますがけれども、庁舎が58億円、市民センターが20億円、外構工事費で15億円見えています。そこに載っていないのは土地の取得代ですね。5万平米の土地とすると、平米4万円として想定すると20億円になります。

これを全部足すと113億円。プラスインフラ整備、要は只越までのアクセス道路を新たに拡幅しないといけません。用地買収が必要です、拡幅するために。これらを加えると、113億円プラス用地買収及び土地の道路整備、インフラ整備。一体幾らになるんでしょうか。

例えば120億円とかいう数字を想定しますと、基金は今幾らあるんですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） お待たせしました。

令和4年度末現在でございますが、庁舎の基金でございますが、12億948万6,000円となっております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ということで、只越に新庁舎を建てるとなると、今申し上げましたような事業費となってくるわけです。多くは、基金が12億円、基金が足らなければ借金になるわけですね。

この点で、先ほど申しましたように瑞穂市の財政状況は決してよくない。そんな中でこのような事業を進めるということについて、きちっと検証しないといけないというのが、私はこれが瑞穂市の財政の持続性という視点で今一番必要なことだと思います。

ぜひ見直して、もし庁舎を造るのであれば、財政負担が限りなくかからないようにする。または、今こういう下水道もやっている。お金がないのであれば、庁舎の建設をもう一度短期的なものを見直すというところまでしないと、これは税金の自由に使えるお金がない中で、本来ならば市民の人が必要とする市民サービスに使うべきお金が今ないんです。それをどこからひねり出すか。今からやろうとしている公共事業を見直して、そこから出すしかないでしょう。企業誘致もありますけれども、非常に難しいと思います。時間は限られています。

では最後に、すみません、今回の最後の質問で、学校教育について御質問をさせていただきます。

教育長におかれましては、瑞穂市の学校教育の最重点は何ですか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現在、急激な少子高齢化や社会構造の変化、グローバル化の進展など、社会が急速に変化しており、予測困難な時代と言われています。新型コロナウイルスの流行は、まさにその予測できなかった事例の一つであり、先が見えない中での対応を求められました。

また、人工知能（AI）は飛躍的に進化しており、人間がそれをどのように使いこなすかということが試される出来事ではないかと思っています。

そのような中、私は学校教育を通して子供たちには、簡単に解決することが難しい課題に対しても、多様な他者と協働しながら課題を解決するために粘り強く取り組むこと、そんな力をつけることが大切だと思っています。

こうしたことを念頭に置きながら、現在、学校教育に力を入れていることは幾つかありますが、その中で特に2つのことについてお話をしたいと思います。

1つ目は、グローバル化対応教育の推進です。具体的には、英語教育推進事業とICT教育推進事業です。

英語教育推進事業では、語学力やコミュニケーション能力、異文化を理解する力を育成するために、保育所・幼稚園を含めた小・中学校へのALTの派遣、英語に親しむためのイングリッシュサロンの実施を行っております。また、一人一人がより英語の力を伸ばすことを願い、昨年度から英語検定料の半額助成も行っております。

生津小学校と巣南中学校においては、今年度、県の英語教育推進事業の指定を受けて研究を進めておりますので、その成果を市内はもとより県内に広めていきたい、そんなことを思っています。

それから、ICT教育の推進事業についてですが、現在、子供たちに1人1台配付したタブレット端末を活用して、自分で情報を取捨選択して学んだり、写真や図を使って自分の考えを仲間に発信したりすることを通して、自分の考えをより深める、そんなことを授業を通して行っております。実際に授業を見てみますと、必要なときに学ぶためのツールとしてタブレット端末を自然に活用する、そんな姿が見られるようになってきました。

中小学校は、県の算数学習システム活用推進事業の指定、穂積中学校は、教育における生成AI利活用に関する実証研究授業の指定を受けておりまして、これもその研究成果を市内や県内に発信していけたらと考えております。

それから、大きな2つ目は不登校対策です。

瑞穂市では、子供が安心して学習や生活ができる居場所づくりを進めております。

これまでも適応指導教室、アジサイスクールと呼んでおりますが、そこに通室する子供たちに対して、社会的に自立する力をつけるために、学習支援や生活支援、カウンセリングなども行ってきました。

また、学校内に設置している校内教育支援センターにおいても、例えばソファであるとか、一人になれるような空間を設けるなど、子供たちがほっとした気持ちになって安心して過ごせるような環境整備を行ってまいりました。

そして、今年度から教育相談員2名を増員し、穂積地区の穂積小学校と牛牧小学校に整備したある校内教育支援センターに1名ずつ配置をしております。

教育相談員を配置することにより、1人の先生がその部屋に常駐することができるようになりましたので、子供たちがより安心して校内教育支援センターで生活することができるようになってきております。

学校教育で行っていかねばならないことは大変多岐にわたりますけれども、子供にとって大切なことは何か、教職員にとって必要なことは何かということを常に問いかけながら、学校とも共通理解を図って進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居君。

○9 番（鳥居佳史君） 残念ですが時間がなくなかったので、最後の質問で、全国で学校教育の改革に取り組む小・中学校が今増えております。教育長の御意見はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほど申したように、近年非常に社会の変化が大きい中ですので、これまで長い間行われてきた学校教育の在り方については、やはり子供にとって本当に必要なことは何かということを考えて進めていくことが必要であると思っております。

教育改革の必要性に加えて、先ほど申しました令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行によって様々な活動が制限されました。これは逆に言うと、学校にとっては学校行事をはじめとした教育活動の在り方を根本的に見直す機会にもなりました。

私は、教育改革を進めていく上で大事にしたいことは、子供にとってどのような意味があるかということをもまず常に考えることではないかなと思います。例えばですけれども、行事を行うに当たって、何かやり方を変えるのが目的ではなくて、その行事を通してどのような力を子供につけることを願うのか、目の前の子供や教職員の実態を踏まえたときに、どう改善するとよいのかということをもまず意識してやっていってほしいなと考えております。

これまでこの方法でやってきたから続けていくというような、そういうことではなくて、常に改善できることは何かということを考えて、子供にとってはどうなのかを中心に置いて改革を進めていけたらと、そんなふうに考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 時間オーバーしましたので終わります。

○9 番（鳥居佳史君） どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 9 番 鳥居佳史君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後1時00分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 横田真澄君の発言を許します。

横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

私は、このたび新人議員として初めて一般質問をさせていただきます。市民の皆様の代表としての責任を自覚し、市民の皆様の御期待、そして御負託に応えるべく誠心誠意努めてまいります。

所存でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の一般質問では防災に関することをお聞きさせていただきます。

今年1月1日に発生いたしました能登半島地震、これは私たちに改めて自然災害の恐怖を実感させることとなりました。このような災害は、いつどこで発生するか予測ができません。そのため、今後の防災対策を強化していくことが求められます。

それらを踏まえ、今回私が質問をさせていただきますのは2点です。

1点目は、防災士の活用についてです。これにつきましては、以前の一般質問、そして昨日、棚橋議員、そして本日、若園議員からも質問があり、重複する部分があるかと思いますが、改めての確認及びさらなる発展のため、違った角度からの質問をさせていただきます。

2点目は、今なお定員割れが続いております消防団員の人材確保についてであります。

これ以降は質問席にて質問をさせていただきます。

1点目の質問であります。防災士の活用についてですが、昨日の棚橋議員からの質問と重複する部分がありますが、防災士の配置及び求める役割についてです。

地域の防災力向上のため、昨年度から防災士養成講座が本市の事業として開催されておりますが、本市として防災士をどのように配置し、そしてそこでどのような役割をしていただくことを理想としているのか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員言われますとおり、昨年度、2日間にわたり防災士養成講座を瑞穂市で初めて実施いたしました。多くの方に防災士の資格を取得していただくことができました。今年度も8月3・4日に昨年度に引き続き実施を予定しております。

防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した人のことを指しております。

また、防災士の基本理念には、自助、自分の命は自分で守る、共助、地域・職場で助け合い被害拡大を防ぐ、協働、市民・企業・自治体・防災機関等が協力して活動するとなっております。

防災士の皆様には、自治会長を補佐し、地域の防災リーダーとして行政と自治会のパイプ役、地域の防災活動や避難所運営訓練の中心的なメンバーとしてサポートしていただく役割が重要だと考えるため、各自治会に防災士を配置していきたいと考えております。また、有事の際には避難者に対しての的確なアドバイスや避難所での被災者支援などについても期待するところでございます。

前段で御説明させていただいた役割のため、昨年度取得された方々の参加を主として開催した防災リーダー研修会の中で、防災士の基本理念や期待される役割、他市町の事例として現在活躍している防災士についてなどの研修を行ったところでございます。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 昨日も防災士の配置について、自治会から一、二名というなお話があったんですけども、これは現実的な数字かと思うんですけども、そうではなく本市としての理想、あくまでもここまですればいいという理想の数字がもしあれば、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現在、市において計画しておりますのは、先ほど答弁させていただいたとおり自治会に1名から2名、防災士の取得をいただければと考えております。

現在の取得状況でございますが、昨日も少し触れさせていただきましたが、令和5年度につきましては29名の自治会の方、令和6年度、今年度は39名ということで、計68名の防災士の取得が可能になると考えております。

今後も、より多くの防災士の方を自治会の中に置かせていただいて、今後の防災活動、災害活動に自治会長の補佐として活動していただくことを期待して、今後も進めていこうと考えています。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 分かりました。

段階的に理想を上げていただいて、やはり地域防災の要となる防災士を、一、二名と言わず、段階的に今後増やしていけたらと思います。

では次に、防災士と地域防災組織の連携体制についてお聞きします。

昨年、本事業により資格取得された方は、本市の防災担当部門や自治会の防災組織との連携体制がどのように構築されているか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 昨年度、瑞穂市防災士養成講座により防災士の資格を取得された方の多くは、地元の自治会長や自治会役員の経験者、また消防関連業務に従事されている方が多く、避難所開設訓練や各自治会の防災訓練のリーダーとして地域に根差した防災活動を行っていただいております。

今年度は防災リーダー研修会に参加した防災士を主とした組織化を図ることができ、今月6月30日には瑞穂市防災士会の発足式を行う予定でおります。瑞穂市防災士会として組織化を図ることで、瑞穂市全体の防災・減災を考えていただくことができ、それぞれの地域の防災活動を進めていけるのではないかと考えております。

先ほども述べさせていただきましたが、まだ瑞穂市防災士会はこれから発足していくところでございますので、今後の活動はこれから協議していくこととなりますが、現在のところ防災

士会、校区活動、自治会、そこに市が加わって市域全体の防災活動が連携・強化・活発化される体制の構築を目指していきたいと考えております。

〔2 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 私は常備消防に務めていた経験から、防災士の資格を取得しただけでは単なる机上の空論にすぎないというふうに考えます。しかしながら、震災発生時は同時多発的に救助事案及び救急事案が発生し、救助隊や救急隊は現場に赴くことができません。そんな中で、例えば倒壊家屋による傷病者の救出にはクラッシュ症候群といったような知識を必要とする、そんなことが重要となってきます。そのため、現場を指揮できるようなリーダーとしての役割を担える防災士を養成する必要があると考えます。それらを踏まえ、防災士資格取得後の取組が大変重要であると考えます。

そこでお聞きします。

防災士の資格取得者の活動を一層推進するために、現在市としてどのような支援を実施していますか。また、今後の展望についてお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 防災士への支援につきましては、防災士としてさらなる資質の向上を目指し、防災講演会や防災リーダー研修会など、様々な機会を計画、提供していきたいと考えております。

また、先進地を視察することや防災士同士の情報共有、情報交換ができるような場の提供など、地域防災リーダーとして防災士が活躍できるよう支援をしていきたいと考えております。

現在での今後の展望につきましては、防災士会の会員が校区活動の防災部会と積極的に協力し合い、避難所運営協議会の設立を目指し取り組んでいただきたいと考え、市といたしまして避難所運営協議会設立が少しでも進むよう積極的にバックアップしていきたいと考えております。

将来的には、避難所ごとに避難所運営協議会が設立されることや防災士が自治会内でも防災活動を進めていくことによって瑞穂市全体の防災・減災への取組の充実強化が図られ、より災害に強いまちを目指していけるものになると考えております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 分かりました。机上の空論とならぬよう、現場で活躍できるリーダーの養成をしていただきたいなと思います。

それでは、2 点目の消防団員の人材確保についての質問に移ります。

消防団の活動は、以前は操法大会に向けた活動が多くのウェートを占めておったかと思うん

ですけれども、現在はそれに加えて、消防署指導の下、実災害を想定した訓練を導入したことで、より多くの団員がより現場で力を発揮できるようになったのではないかと思います。そうしたすばらしい取組がある一方で、団員の定数割れが続き、人材確保が課題となっております。

地域防災における消防団の役割は非常に重要なものであります。団員確保のために、これまでも様々な対策を講じてこられたと思いますが、特にどのような要因が人材確保を困難にしているのかお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当市消防団の団員数の現状は条例で定数257名と定めており、今年度は244名の団員数で充足率は9割を超えている状況でございます。

当市の消防団員の対象となる年齢につきましては、条例の定めるところにより18歳以上の者とされており、年齢の上限はありません。

また、自治会へは消防団概要資料の配布や自治会説明会に消防団幹部と市職員が参加するなど、自治会と消防団、市が連携して消防団員の確保に努めております。

近年の就業形態の多様化により消防団活動への参加が困難であり、また「新入団員への教育が実施できてないのではないか」「操法大会など訓練回数が多過ぎる」という御意見をよく伺います。

その要望に対応するため、令和4年度から瑞穂消防署の協力を得た上で、主に経験の浅い団員を対象に火災出動時に必要とされる実践的な火災防御訓練を実施することで技術の習得に努めるとともに、市消防操法大会を中止し訓練回数を大幅に減らし、団員への負担軽減の取組を行っているところでございます。

消防団は、常備消防が整備された現在においても地域の安全・安心のために必要不可欠な存在でございます。消防団に入りやすく、入団後は継続して活動していただけるよう、消防団と共に協議を継続的に重ねながら団員の負担軽減策や環境整備を進め、少しでも団員が増加するよう今後も取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 今おっしゃられた令和4年度から実施されております消防署指導の下での訓練につきましては、現役の団員の方からも、大変すばらしい取組でありますし、より多くの団員の方が現場に即した訓練をできるのでありがたいというふうな声を聞いておりますので、ぜひとも今後も継続、さらに発展させていただきたいなあとと思います。

続きまして、消防団活動の継続促進についてです。

せっかく入団をしていただいても、短期間で退団をされる方が多くいらっしゃるのが現状であります。入団から年数を重ねることによって知識・技術が積み重なり、それが消防力の向上

につながるものと考えます。消防活動を長期継続していただくためのメリットの提供について
お考えがあるか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 消防団員として活動する皆様や団員を支援する企業に対して、様々な支援がございます。

企業への支援につきましては、瑞穂市消防団協力事業所表示制度として、従業員が消防団に入団していることや消防団活動をすることについて積極的に配慮していただいているなどの認定基準を満たし申請をしていただきますと、表示証を事業所に交付いたします。現在、当市は16事業所に表示証の交付をしております。

岐阜県においては、消防団活動に協力する事業所を支援する目的で事業所税の優遇措置を平成28年4月より行っており、この優遇措置を受けるには市町村から表示証が交付されることが一つの要件とされております。

また、消防団員として活動している皆様に対しての支援は、岐阜県が行っている「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」があります。こちらは、県内の特定の店舗において消防団員カードを提示することで、消防団員またはその家族であれば各種割引や特典を受けられる制度でございます。現在、県内で936店舗登録がされており、県外では愛知県などで73店舗登録がしております。そのうち市内には、飲食店、銀行等16店舗の登録があります。ありがとね！消防団水防団応援事業所検索サイトにて登録店舗を確認することができますので、ぜひ御覧いただきたいと考えております。

当市においては、広報紙やホームページへの掲載や現団員への周知により、皆様が本制度を活用し、消防団員のメリットを感じていただければ、より消防団活動への理解を深めていただけるのではないかと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） そういった「ありがとね！」カード、私も現役の消防団員でありますので持ってはいるんですけども、消防団員になって初めてそういうものがあるのかというのを知りましたものですから、こういったメリットの提供があるというのをもっと周知することができれば団員の確保にまたつながるのではないかなと、少なからずつながるのではないかなと感じております。

続きまして、新規入団員募集についての取組です。

新規入団員の募集の取組として、SNSを通じた広報活動や報酬・手当の見直し、さらには地域のイベントでのPRなどの実施についてお考えはありますか。また、学生を含む若年層や女性消防団員の入団を促進するための特別な施策はあるか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現在行っております新規入団員募集の取組といたしましては、各自治会にて実施される防災訓練や、みずほふれあいフェスタなどの市イベントにてPR活動を行っております。

また、SNSを通じた広報活動はこれまで行った実績はございませんが、今年度開設したインスタグラムを活用して、より一層団員確保に努めていきたいと考えております。

報酬につきましては、令和4年度に消防団員の出動報酬の見直しも行ったところでございます。

その一方で、学生団員につきましては、瑞穂市内にある朝日大学へ団員募集のパンフレットを配布するなどの活動を行っております。火災発生時や災害時においては若い力が非常に有益になると考え、大学構内での広報活動など、学生団員の確保について力を入れていきたいと考えております。

女性消防団員につきましては、広報やホームページにより団員募集を行っており、毎年1名以上の入団者がある状況でございます。

消防団員の確保は全国的にも困難な状況であります。団員の入団を促進するような特別な施策はありませんが、現在行っている募集方法についても、さらに充実できるよう検討を重ねるとともに、他市町の募集方法なども情報収集し、取り入れていくことも検討していきたいと考えております。

消防団は地域防災の要であり、地域の安心・安全の確保のため、防火・防災・減災活動を行うなど非常に重要な役割を担っております。今後も、市民の皆様に消防団活動や消防団に対する御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 消防団というのは完全なボランティアであるというふうに思われているかと思うんですけれども、割としっかりと報酬や手当もありますので、そういったことを、先ほども述べさせていただいたようにSNS等を通じた広報によって、しっかりと報酬、手当があるというようなことを周知していただければと思います。

では最後に、市長にお聞きします。

安心・安全なまちづくりを進める中で、地域防災について総括して市長の思い、そして今後の展望についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 横田議員から、防災士の活用、消防団員の確保という御質問で総括をしてくださいということの御質問になりますが、防災士から少しお話をさせていただきますと、

防災士はやはり地域自治会での防災訓練などを通しての防災意識の向上や、万一有事の際には的確な判断や指示をしていただけるように考えております。資格の取得の希望があれば、できるだけ多くの方を増やしていきたいということを思っております。

ただ、地域に防災士の方がいるから安心であるとか、防災士の役割の捉え方を少し勘違いされている方もあると思いますので、しっかりその辺りも周知をしていきたいということを思っています。

先ほど企画部長からも答弁をさせていただいておりますが、今月の30日に市の防災士会が発足をいたします。これは、とてもうれしいことだと思います。この岐阜県内では羽島市に次いで2つ目の自治体であるということも伺っていますので、防災意識が高まるということを考えております。

また、消防団の確保にあつては、私も住宅火災の際には火災現場のほうに出向き、消防団の方々の対応や様子を拝見させていただいております。もし、この消防団の組織がなかったらどうなるのかなということを思ったり、強くその必要性を感じております。その火災があった地域や自治会の方々がとても感謝されているということをお話しさせていただきます。

また、消防団の確保は幾つもの方法があると思いますが、報酬などの待遇面を引き上げることや、事業所や大学生の消防団員の確保をするということがありますが、なかなか功を奏していないのが現状だと思います。毎年11月3日にはサンコーパレットパークでふれあいフェスタの開催がされますが、その際も消防団の皆さんがそのイベントを活用したブースで、それぞれの活躍やそれぞれの活動内容を示すような、そんな取組もしておられます。これからもっとそのような広報の啓発活動に力を入れていかなければならないということを思っています。

今年元日に発生しました能登半島の地震においても、水の避難所への運び方やトイレの衛生面、さらには避難所の環境問題など、多くの課題を解決しなければならないということを考えています。防災はどれだけ備えても十分ではないと思いますので、さらに防災意識を高めていきたいということを思っています。

7月には防災の先進地にも担当の部長や課長、担当者などと視察の予定もしておりますので、さらなる備えをしていきたいということをお答えいたしまして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） ありがとうございます。

私自身、常備消防に務めてきた中で多くの災害現場を経験してまいりましたが、自助・共助の重要性は痛いほど分かっているつもりです。その中で、地域防災における消防団の役割は非常に大きいものであります。

これからも市民の安心・安全のために消防の活動支援に一層の御理解と御協力をお願い申し

上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 2 番 横田真澄君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後 1 時29分

再開 午後 1 時40分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 今井充子君の発言を許します。

今井充子君。

○5 番（今井充子君） 皆様、こんにちは。

議席番号 5 番、創緑会の今井充子でございます。

傍聴にお越しいただきました皆様、またユーチューブを御覧いただいている皆様、ありがとうございます。

私の初めての一般質問に当たり、本日は私の胸には議員バッジと、かきりんバッジ、そしてアライバッジもつけてきました。6 月は世界的にプライド月間と呼ばれております。性的マイノリティーの方や人権を守る啓発活動が各地で盛んに行われております。

我が瑞穂市でも、誰もが健やかで幸せな未来を描ける瑞穂市を築いていくために、人権尊重都市宣言を昨年の 3 月にしております。私は、この瑞穂市で誰もが幸せに過ごせるよう、議員として粉骨砕身働かせていただきます。

それでは、まず 1 点目の質問、瑞穂市の人口問題対策についてでございます。

現在はまだ人口が増加中の瑞穂市ですが、来る人口減少に立ち向かう上で子育て支援の充実を図り、子育て世帯に瑞穂市を選んで移住していただくという施策はとても大切なことです。しかしながら、瑞穂市で産み育てていくという観点から、出生数に注目していかなければならないとも思っております。

そこで、瑞穂市の婚姻数を増やすべく婚活事業の過去の実績と現在の成果、そして今後の見通しについて質問させていただきます。

2 点目は、ごみの回収、ごみステーションの管理についてでございます。

ごみの収集は、生活に密着した行政サービスの一環だと私は考えております。その上で、ごみの回収に伴うごみステーションの管理やごみの当番を自治会ごとをお願いしている現状についての質問でございます。

これより先は質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

1 つ目の質問は、瑞穂市の人口問題解決に向けた取組について、特に市内の出生数増加策について焦点を絞って質問をさせていただきます。

今定例会の初日の森市長がなされた所信表明でもありました。4 月24日に開催された人口戦

略会議において、当市は自然減対策、すなわち出生率の向上が必要だとの見解がなされました。現在の瑞穂市は流入を主な要因として人口増加中ですが、遠くない将来、人口減に備えるためには、さらなる対策が必要だと思われます。

初婚の夫婦間での平均出生子供数である完結出生児数は、1970年代の2.2人前後、そして直近の2021年には1.9人です。この50年間、緩やかな減少をしているものの、結婚をしている夫婦の子供の数は約2人と、それほど大きな変化は見られません。それでも1人目の子供を育てている家庭が2人目の子供を授かる選択が自由にしやすくなる、そんな施策はとても重要です。多様な働き方や家族の在り方に対応ができる支援が実現すれば、多子世帯の増加につながるでしょう。

そして、昨日も教育委員会事務局長の答弁にありましたが、4月19日に発表されました人口動態統計特殊報告では、1人の女性が15歳から49歳までに出産する子供の人数を示す合計特殊出生率は、全国では1.20人、岐阜県は1.31人でした。瑞穂市の詳細な数値はまだ出ておりませんが、令和5年の時点では全国で1.30人、岐阜県が1.40人、そして瑞穂市は1.53人でした。瑞穂市は、全国や近隣の市町村に比べると多少ましな程度ではあります。しかしながら、人口を維持するために人口置換水準というのはおおむね2.07人を保つ必要があると言われており、このままでは瑞穂市も危機的状況に直面するのは免れません。

出生率を考える上では、日本は諸外国とは事情が異なるため、日本の伝統や価値観に即した支援の必要があります。日本では婚外子は約2.5%程度であり、婚姻関係の世帯から子供が生まれるのがほとんどの現状ということを読まえると、少子化対策問題の要は婚姻数にあると私は考えております。しかし、国内でも先述の合計特殊出生率は、例えば東京の0.99人と瑞穂市では大きく状況が変わります。このように地域によって独自の環境や課題からの解決策が重要です。

そこで、結婚・出産を望む瑞穂市内の独身者への婚活支援について質問させていただきます。

まず現在も行われていないようですが、以前、瑞穂市主催で婚活事業を行っていたと聞いております。その際に婚活パーティーを開催されていたと思いますが、パーティーの実績や成果、成果というのは参加数、マッチング率、そこからの成婚数を数値で教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市では、人口減少対策の観点から少子化対策事業といたしまして、市独自の婚活事業を実施してまいりました。

過去の取組と結果につきましては、平成27年度にボウリング婚活 in グランドボウルで対象者を20代から30代、男女各20名で開催、平成28年度には瑞穂 de 街コン in 朝日大学、対象者を20歳から35歳、男女20名で開催、またボウリング&チョコレートパーティー in 岐阜グランドボウルにおいては、対象者を25歳から40歳、男女各32名で開催しております。平成29年度に

は、MIZUHO'sキッチンde Let'sクッキングと題しまして対象者を男女各18名で開催、平成30年にはみずほコン〜カフェ巡り編〜、対象者を25歳から39歳、男女各15名で開催、令和元年度にみずほコン@ラッフルカフェ、対象者を25歳から38歳、男女各16名で、こちらの方は2回開催しております。その後におきましては、コロナ感染リスクに伴い、実施はしていないところでございます。

成果といたしましては、マッチング数については、令和元年の12月に開催したみずほコン@ラッフルカフェでございますが、成婚まで至ったのかのデータはございませんが、マッチング率については25%の結果となっております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） 詳細なデータをありがとうございました。

婚活パーティーといたしまして、今の成果を成功していると評価なさるのか、あまり成果が現れていないと評価をされるかは分かれるかと思えますけれども、私の感覚からすると、今の年齢幅が10歳以上の幅の男女の婚活パーティーというのは、その場でマッチングをしても実際結婚には至らないということが定説であります。

また、マッチング率が25%、それ以上の数字を追っていないということは、実際に開催することが目的ではなく、婚姻数を増やすための婚活パーティーと考えると、成果が明白でないのは致命的だと思われます。

婚活事業が現在行われていないのは、コロナのせいだけではないのではないかと思います、何かほかの要因はございますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 婚活パーティーの開催につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、コロナウイルス感染症に伴う開催の見送りを行っておったというところでございます。

昨今では、後ほどまた答弁の中に出てくるかもしれないんですが、民間の方の婚活パーティーが結構開催されております。そちらのほうを市のほうで後援させていただいてというようなことは実際行っておるところでございます。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） ありがとうございます。

民間とのコラボ企画、後援をするということは、私の周りでもお話を聞いております。

続きまして、現在の婚活支援について、そのほかのことでお尋ねいたします。

昨年からはまりました結婚新生活の住まいのスタートアップにかかる費用を支援する結婚新

生活支援事業についてですが、瑞穂市ではどのようなPRをして、そして市内の利用者の実績を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 令和5年度より、市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、瑞穂市結婚新生活支援事業補助金を交付しております。

内容につきましては、市内で39歳以下の若年世代の御夫婦に対し、住宅の購入費、住宅リフォーム費、住宅またはリフォームした住宅への引っ越し費用として、婚姻日の年齢が夫婦共に29歳以下の場合には最大60万円、39歳以下の場合には最大30万円を補助しております。

PR方法につきましては、広報紙及び商工会を通じて、補助内容に関する事業所等へチラシ配布を行っております。

昨年度8月から事業を開始し、昨年度は多くの方々からお問合せをいただきましたが、正式に申請があり補助した件数は1件となります。

今後につきましても、広報紙、事業所へのチラシ配布に加え、新たにSNS等を活用した広報も検討し、事業を進めていきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 続きまして、瑞穂市がしている婚活事業のもう一つの柱だと思います。令和5年8月より婚活事業として、ぎふマリッジサポートセンターへの登録の窓口を瑞穂市役所内に設置しましたが、実際に市役所経由で登録をなさった人数とその後の活動内容について、個人情報保護法の範囲の中で教えてください。

また、ぎふマリッジサポートセンター内での岐阜県内全体の会員数と瑞穂市民の会員数、そして一定期間、例えば1か月間にシステムにログイン記録のあるアクティブ会員率、年間成婚者数も併せて教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 瑞穂市は、結婚を希望する男女を応援するため、岐阜県が運営するぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク、通称「おみサポ・ぎふ」に令和5年8月より参加しております。

おみサポ・ぎふは、県内の各市町村が運営する結婚相談所等を広域ネットワーク化し、広域でのお見合いをサポートするシステムで、会員になることでパソコンやスマートフォン等で他の会員情報を閲覧し、お見合い相手を探すことができます。

令和5年8月から総合政策課にて受付窓口を設けており、現在までに計4名の方が御登録いただいております。現在のところ、御成婚に伴う退会の申出については受けておりません。

県に確認しましたところ、ぎふマリッジサポートセンター全体の会員数は、2024年4月1日

現在で1,575名、うち男性会員が1,093名、女性会員が482名となっています。成婚数につきましては非公表ということでしたので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） もう一つ、アクティブ会員数などはお分かりにはならないでしょうか。失礼いたしました。

では、同じようなスマートフォンやパソコンを使ったような婚活事業を運営している民間のとある結婚相談所連盟で公表しているデータと比較しますと、岐阜県内での婚活者の成婚率、約40%を超えております。その中で活動期間といたしまして、男性が約10か月の303日、女性は8か月半、251日で成婚を迎えられる方が多いということです。

現在、今お聞きしましたように、岐阜県のしている婚活事業では、明確な数字を私も問い合わせても教えていただけませんでした。先ほども申し上げましたように、成婚を求めるためにしている婚活事業に関して結果が公表されていないということは、少し比較の対象が難しいかなと思います。もちろん、持っているノウハウや料金の違い、そしてプライバシーへの関わり方が行政と民間では全く違います。

先ほどもおっしゃいましたように、ほかの婚活事業者とコラボをしたり、ほかの市町村では婚活のノウハウを持った結婚関連事業者やマッチングアプリへの登録料、または成婚料の一部を負担するというようなサポートもございます。イベントを専門家と共催したり、サポートを受けて官民協働で成功を取めているというケースも近隣の県ではあります。

少子化問題を考える上で、結婚・出産において男女とも年齢はとても重要なファクターとなります。そのため、瑞穂市内の結婚・出産を望む市民への婚活事業は急務だと思われます。その点を踏まえて、今後、結婚・出産を望む独身者へのそのほかの有効な施策をお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問の御回答をさせていただきます。

まずもっては、やっぱり婚活パーティーの活用が必要だと感じております。先ほどコロナウイルス感染症につき開催ができていなかったということもありましたが、また朝日大学のほうとコラボして今後やっていければと検討していきたいと考えております。

また、先ほども少しお答えさせていただきましたが、民間のやってみえる、そういったようなイベントにも瑞穂市のほうで後援等をさせていただき進めていければと考えております。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 今教えていただきました民間の後援に関してなんですけれども、民間事業者が主催し、広告を打ち、集客をし、パーティーを運営する。それ以外に市としては、後援というのをチラシの下に入れる以外に何かお手伝いをすることはあるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現在計画しておるところではございませんが、例えばPRの方法、市のほうで後援をさせていただいて、市のほうの広報紙、またはSNS、ホームページ等で、こういったことがありますよというような周知等が今のところ考えられるところでございます。今後、それ以上のこともまた検討していきたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 先ほど宮川議員がSNSのことにいろいろと質問をしていただきましたが、その中でまだまだ伸び代の多い瑞穂市のSNSの活用方法の中に婚活ということも一つキーワードとして入れていただけたら、もっともっと瑞穂市内の結婚・出産を望む独身者へのアプローチになるかと思います。

それでは、人口減少問題の最後の質問として市長にお尋ねします。

人口減少問題対策の要としての婚活事業について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今井議員から少子化対策、婚活についての御質問をいただいております。瑞穂市独自の官民が連携した婚活事業ということでお答えをさせていただきます。

婚活の目的というのは、やはり人口減少対策だと思っています。先ほど来、企画部長からお答えをしておりますボウリング婚活 in グランドボウル、瑞穂 de 街コン in 朝日大学、ボウリング&チョコレートパーティー in 岐阜グランドボウルというのは、実は私が企画部長のときに考えた企画でございます。

先ほど致命的というような御評価をいただきましたが、もともと行政の私たちがこの婚活の分野に関わるということは、人と人を結びつけて結婚に導くというのは不慣れであり、コンサルも入れずに自分たち職員が手探りで行った結果ということで御理解をしていただければと思います。

人口減少対策というのは幾つもあると思います。一番には、やはり子供が授からない夫婦への先進的な不妊治療への助成ということで今年度から開始をしています。その次に、結婚はしたいものの出会いの場がないという方々に、若い人たちが取り組むような、そんな出会いの場をつくるというようなことです。しかし、私が企画部長当時に行っていた婚活イベントなどでは、現在は人は集まらないということを思っています。やはり体験型のイベントを行って、本来なら婚活事業と思わないような、そんなイベントに参加するということが必要ではないかと

いうことを思います。

県でも婚活イベントということでプレゼンテーションを開催して、実は瑞穂市内の業者もそのプレゼンに参加をしています。体験型のイベントというようなことで、採択されたかどうかということは分かりませんが、瑞穂市だけでこの婚活事業を進めても人が集まらなかったり、瑞穂市の市民の方だけでやってもなかなか顔が分かるような、そんなことになってはいけないということから、私はこの岐阜の圏域の6市3町の中で2度ほど提案をしています。6市3町の広域で婚活のイベント事業をというようなことを話はしましたが、具体的な提案をしておりませんので、今回の瑞穂市内の事業者が提案した内容をまた岐阜圏域のほうに持ちかけたり、瑞穂と本巣と北方で負担をしながら開催するというのも一つあるということで、その提案をそれぞれの自治体に進めていきたいということを思っておりますので、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 瑞穂市内にこだわらず、広域もしくは近隣の市町村と手と手を取って婚活、結婚を望む方、出産を望む方たちにその機会を創出していくというのはとても素晴らしいと思います。ぜひ実現されることを応援しております。

続きまして、ごみの回収についてお聞きします。

現在は、ごみの回収とごみステーションの運営を自治会に委ねている状況だと伺っておりますが、自治会によって住民の負担の差がとても大きいようです。特に不燃物のごみ当番の役割は、ある自治会では、当番は前日に籠を出して見守りや監視といったことは特に必要はなく、業者の回収が終わってから籠を片づける。そして、もし未回収のものがあれば、当番が責任を持って処分するという比較的当番世帯の状況に応じて時間の制約に幅を持たせた仕組みで運営する自治会があり、その仕組みで特に困っていないと聞いております。一方で、十数年前から変わらず、不燃物当番が回ってきたら、早朝6時30分から8時30分まで回収の場にて監視が必要だという地域もあるそうです。

瑞穂市は、30代から40代の世代に厚みのある年齢構造であり、昨今、核家族の共働き世帯が大半を占めているという現状があります。このような世帯で出勤前にごみ当番をこなすためには有給を取得せざるを得ないので、負担が重たいと訴える市民の声は特別なケースではないように思います。

そして、私自身、母親として子育てをした経験から考えると、乳幼児のいる世帯では、乳幼児だけを家に留守番させることはできず、はたまた長時間外に一緒に連れ出せる天気ばかりではありません。また、小・中学校の子供のいる家庭は、朝の子供たちが登校する前の時間を子供たちだけにするのは気が気ではないのは察しがつきます。

このように、不燃物当番が回ってくると、安全面や生活に支障を来すということがあるので。実際に、子育てがしやすいと期待をして瑞穂市に住宅を購入し、移住してきた子供を育てている世帯の方のお話を伺うと、「数年に数回だけ、それでも無理なものは無理。事前に知っていたらこの地域には来なかった」と切実な声を数件の方が集まって私に伝えてくれた方たちもいらっしやいます。

さらに、シングルマザーやシングルファザー世帯に至っては、より深刻度が増します。ごみ当番ができないから自治会に入れず、子ども会にも入れないというケースも伺いました。

そして、若年世帯や子育て世帯からだけではなく、高齢世帯からも「足が痛くて長時間外にいるのは大変つらい」、このようなお悩みも聞いております。

このように、目くるめく環境が変わり、多様な働き方や家族構成が様々にわたっている今、各自治会ごとのルールに委ねていて今後も住民の満足度が保たれるとお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） まず瑞穂市では、様々な自然環境の変化が問題となっている現在、良好な環境を次世代へ引き継ぐため、一人一人が行動を見直し、循環型社会を形成しながら人と自然が共生できる持続可能なまちづくりに積極的に取り組むとともに、各計画をより推進するため、令和6年3月に環境都市宣言を行っています。その中の取組の一つとして、ごみのさらなる減量化や適正なごみの処理を実施していかなければならないと考えています。

私たちが排出する廃棄物、いわゆるごみですが、ごみの処理には廃棄物の処理及び清掃に関する法律——いわゆる廃掃法とっておりますが——に基づき処理することとなります。ごみは大きく分けて産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、御家庭から排出されるごみについては一般廃棄物となり、この廃掃法では市民や行政の役割が明確に示されております。

まず廃掃法になりますけど、廃掃法第1条、目的となりますが、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、あと再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としております。

第4条では、私たちの地方公共団体の責務として、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならないとされています。

そして、第6条、一般廃棄物処理計画では、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画、いわゆる一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされており、この計画に基づいて可燃ごみや資源ごみなどの地区のごみ集積場で収集することとなっていますので、各自治会区域内の皆さんに御協力いただいているところでございます。

また、第6条の2では、市町村の処理等として、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないと定められております。

一方、第2条の4、国民の責務として、国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないと定められています。

ちょっと長くなりましたけど、簡単に言いますと、市民の方はごみの減量に対し自主的な活動をしながら、自ら極力ごみを減らし、どうしても捨てなければならないごみだけを排出し、そのごみを市が速やかに収集・運搬、そして処分をすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとなります。

御家庭からの排出されるごみは、多い少ないはありますが、子育て世帯や高齢者世帯など老若男女を問わず排出されるものであり、このごみに色をつけることなく平等に処理しなければなりません。

また、ごみ集積場周辺の衛生環境を適切に確保するため、ごみ当番など、その地域の特性に合わせたルールで運用してもらいながら、集積所周辺にお住まいの方だけに御迷惑がかからないよう地域が共助しながら平等で快適な住環境を形成していかなければなりません。

議員御質問の自治会に全て委ねてとのことですが、今までの答弁のとおり、法律や地域の実情に合わせたルールの下で可燃ごみや資源ごみ等のごみ出し方法となっておりますので、今後とも円滑な廃棄物行政に御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5番（今井充子君） 詳細な法律を教えていただき考えるところもありますが、結局のところ、ごみを適正に処理をしなければいけない、ごみを減量しなければいけない等々の市民としての義務がたくさん課せられているということはよく分かりました。

しかしながら、今現状として、その適正な処理に向けて日常生活で困っていらっしゃるという方たちの声がたくさん届いているという現状を鑑みますと、自治会に委ねているごみの回収に関する自治会ごとのそれぞれの特別のルールというものは、自治会運営に積極的に参加ができていない世帯の声はほとんど反映されていないと思われます。そして、昔からの地域のルールということに共感ができず自治会との距離がどんどん開いていき、現在、未加入世帯の増加につながっている一因にもなっているという意見も聞かれます。

平素から自治会活動に御尽力をいただいている皆様には、感謝の気持ちでもちろんいっぱいです。しかし、自治会の本来の姿である相互扶助の内容は、時代とともに変化が求められてい

る局面だと私は感じております。

もちろん、住民の義務ということに関しては、皆さんが負担をしなければいけないところはあるかと思いますが、現実と同じ瑞穂市内でも、意識の問題だとは思われますが、地域でそんなに役割が多くないところと、分別がとても煩雑で、それを監視しなければいけないということが常習的にされている地域のことを考えると、負担の地域差をなくし、ごみの回収を行うために、ごみ回収における指針のようなものを市が作成し、現在の自治会ごとのルールに全てを委ねるのではなく、より多くの世帯が無理なく参加ができるガイドラインを示した上で自治会に委ねるというのはいかがでしょうか。

また、相互扶助という内容も時代に合わせて柔軟に変化させることができるようなガイドライン以外の何か具体的な施策や改善策はお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長、ゆっくり答弁してください。

矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） すみません、ゆっくりしゃべります。

先ほどの答弁のとおり、法律や地域の実情に合わせた様々なルールの下で運用していただき、ガイドラインを設定するのは非常に難しいと考えております。

ガイドラインの設定により、地域によっては、より義務や負担が生じると感じられる場合や、逆に不足と感じる地域があつたりしますので、現在の地域の実情に合わせたルールで運用していただき、地域の皆様に適切な運用をしていただいておりますので、おかげさまで集積場周辺の公衆衛生環境が保たれ、生活環境の保全が図られておると大変ありがたく思っております。

先ほど申しましたが、ごみは老若男女問わず、全ての市民から多かれ少なかれ必ず排出されるため、地域の実情に合わせたルールとすることが誰もが許容範囲内で協力できる体制だと考えておりますので、地域ごとにより柔軟な廃棄物処理とするためにも、ガイドラインの作成は現在は考えておりません。

今後、いろいろな世帯が出てきますので、地域の皆さんで相談しながら、先ほどもおっしゃったとおり、少し負担が減るような形を皆さんで御検討いただければと思いますので、私どもも年に1回、廃棄物の減量推進会議とか、地域の当番の方で担当の方が見えますので、そういうときにはそういうお話をさせていただきまして、地域の方皆さんで適正な処分をしていただくということでお願いしていきたいと考えております。

なお、ガイドラインではありませんが、ごみ集積場でスムーズに出していただけるよう、ごみ分別の手引を全戸配付し、ごみの分別方法や出し方をお知らせするとともに、ごみ集積場の分別看板の作成など適正なごみの処理について市民の方と共に実施していきたいと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いします。

あと、通常の出せない土・日なんかに、例えば資源ごみが出せないというお方の話も多分あると思いますが……、ごめんなさい、平日に出せないという方のお話もありますが、美来の森ですと日曜日とか、中央エコセンターというのが生津にあります、そちらは常時出せますので、そういうところを御利用していただいてもよろしいかと思います。以上です。

〔5 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今井充子君。

○5 番（今井充子君） では、ごみの回収に私は今回焦点を合わせてお話を伺わせていただきましたが、回収のところよりも、その一歩前の住民の排出するごみの分別、もしくは捨てる方の意識をもっともっと向上すれば、このような形で朝の 6 時半から 8 時半まで立つというような、一見すると子育て世帯にはとても難しいと思われるようなルールを排除していくこともできるかもしれないという可能性を感じました。

このようなことで、住民のごみに対する意識をもっともっと向上できるような何か、今後も、年に 1 回のそのようなこととか手引を配っていただくだけではなく、地域ごとにそのようなことがなくなれば、もっと皆さんがごみの出しやすさ、分担のしやすさができるんだということも PR していただけて各自治会に働きかけていただけたら、皆さんが満足されるのではないかなと思いました。

長年の慣例は簡単に変化をさせることは大変難しいということは承知の上で、瑞穂市の現状を考えると変化をせざるを得ないことを御理解いただき、ここから先も皆さんが無理のなく瑞穂市の中で生活ができるように御検討のお願いとともに、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 5 番 今井充子君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 19 分

再開 午後 2 時 30 分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12 番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○12 番（馬淵ひろし君） 議席番号 12 番 馬淵ひろしでございます。

皆様、改めましてこんにちは。

本日最後の一般質問となりました。最後までお付き合いをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、皆様は我が国日本に誇りを持っていらっしゃるでしょうか。また、皆様はふる

さと瑞穂に誇りを持っていらっしゃるでしょうか。私は、選挙の際でも「みずほプライドを胸に」というキャッチフレーズを掲げて活動させていただいております。この日本やふるさと瑞穂に誇りを持っています。

市民の皆様にも、日本に、そして瑞穂市に生まれ、育ち、暮らしていること、縁あって瑞穂市に暮らしていらっしゃる方々にも、日本に、そして瑞穂に誇りを持って過ごしていただいていることと思います。また、この瑞穂市で生まれ育った子供たちにも、日本に、そしてふるさと瑞穂に誇りを持ってほしいな、そのように切に願っております。

ふるさとを愛する心、そして国を愛する心を育んでいくということは自分を愛することにつながり、相手を大切に、尊重することにつながると 생각합니다。その意味で、ふるさと瑞穂に誇りを持つ教育、我が国日本に誇りを持つ教育は市の重要な施策であり、国の根幹をなすものだというふうに思っております。

日々重大な責任感を持って教育を担っていただいている教育委員会をはじめ、教育関係者の皆様には心からの敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、特に自国を愛する心を育むということについては、戦後教育において困難で十分に育むことができていないのではないかと私は思っております。

自国を愛し、誇りに思う気持ちを育むには、日本の成り立ちである神話、脈々と受け継がれてきた大和言葉の言語、そして日本を日本たらしめている縦糸である皇室、そして天皇陛下について教育でしっかりと伝えていく必要があると私は思っております。

我が国日本に誇りを持つ教育、そしてふるさと瑞穂に誇りを持つ教育について質問をさせていただきます。

また、皆様に質問です。我が国日本が建国をされたのはいつでしょうか。また、世界で一番長い歴史を持つ国はどこでしょうか。我が国日本の建国は、紀元前660年2月11日に橿原の地、現在の奈良県橿原市に、神武天皇が「あめのしたをおおいていえとせむ」と、建国の詔「八紘一宇」を発し、初代天皇に即位をしたとされています。その建国の御心、建国の精神は、日本中を一つの家にし、全ての生命が家族のように仲よくすると解釈されています。

また、神武天皇即位以来、2,684年にわたり続いてきた現存する世界最古の国が我が国日本であります。その根拠が、世界最古の歴史書である「古事記」と「日本書紀」であり、この編纂は天武天皇が行った国家プロジェクトとして行われたものであり、この政府見解を現在に至るまで踏襲していることは日本国家の事実であり、日本の原点でもあるというふうに思います。

私は、20代の頃に我が国日本が世界最古の国であるということを初めて知ったとき、日本に生まれてよかった、日本人として生まれたことをとても誇りに思ったことを今でも覚えております。

世界一長く続いてきた理由を知ること、自分が生まれた国がどんな国であるか日本精神そのものを知ることであり、自分の原点を知り、自分の存在に誇りを持ち、大切に思う気持ちである自己肯定感を育むものだというふうに思います。

我が国日本が世界一長く続いてきた理由として最も重要なことは、天皇陛下の御存在であります。時の権力者が変わっても、日本は日本であり続けました。その理由こそが、日本において最も権威を持つ天皇陛下の存在であります。権威と権力を分け、ただひたすらに国民の幸せと安寧を祈る徳高い天皇陛下を別格の存在として日本人が敬ってきたからであります。

我が国日本の天皇陛下は、2,000年以上男系の血筋を継承してきた万世一系の存在であり、力によって国や人民を支配しようとする男性の無用な争いを排除してきた、まさに奇跡のような連続性を持つ国であります。それにもかかわらず、この奇跡とも言える事実を残念ながら一番知らないのが我が国日本国民だということです。

そこで、本年、令和6年は4年に1度の中学校教科書の採択の年であります。どんな教科書で学ぶかは、教育にとって最も大切であると考えております。現在採択される教科書の記述とともに、本市で行われている天皇陛下に関する学校教育についてお尋ねをいたします。

平成18年に改正された教育基本法第2条第5項には、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと規定されています。

また、小学校学習指導要領、社会6学年には、日本国憲法は、国家の理念、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解することとされています。

そこでお尋ねをいたします。

天皇の地位や役割などを理解する教育を学校現場においてどのように行っていращやるでしょうか。また、採用している教科書や副読本などにおいてどのような記述で教えていращやるか、お伺いをいたします。

残りの質問は、質問席にて行います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず天皇についての教科書の記述ですが、小学校で使用している教科書では次のように記述されております。

日本国憲法では、天皇は日本の国や国民のまとまりの象徴（しるし）であり、政治については権限を持たないとされています。日本国憲法に定められている仕事（国事行為）を内閣の助言と承認に基づいて行いますという記述でございます。

そこで、教科書を使用して天皇の地位と役割について学ぶ際には、国会の召集、栄典の授与、外国の大使等のもてなしなどの国事行為や、全国植樹祭、国民体育大会への出席や被災地への

訪問、励ましといった各地への訪問、象徴としての天皇と国民との関係の具体的な例を取り上げ、天皇が日本の象徴であり、日本国民統合の象徴であることを理解できるような、そんな指導をしております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） ただいま御説明をいただいたのは、日本国憲法に定められている天皇の役割というところですね。

私が最初にお話をさせていただいたのは、戦前の日本においての天皇陛下の役割、御存在ということのお話をさせていただきましたが、現在はそのように憲法で規定されている役割を担われているということを今おっしゃっていただいたと思います。そのように、今、皆さんは習っていると、戦後ですね、私も含めてでございますけれども。私も日本が世界一歴史の長い国だと知ったのは20代になってからということですので、義務教育では学ぶことができなかったということであります。

続いて、その天皇陛下についての敬愛の念を深める教育についてというテーマで御質問をさせていただきますが、これも小学校の学習指導要領、社会の6学年に、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることと記載をされています。

この学習指導要領に基づいて瑞穂市でも教育の指導をされていらっしゃると思いますが、もともと大東亜戦争前の教科書である国史には、アマテラスオオミカミや神国、神武天皇などの言葉が並び、世界最古の歴史書物である「古事記」「日本書紀」に由来する教育が行われ、天皇と国民の深い関係性や国の成り立ち、神話を教え、日本人としての誇りや精神性を教えていたということが分かります。

我が国日本は1945年に終戦を迎えたわけですが、この後も日本は1952年まで実質的な戦勝国の集まりである連合国軍最高司令官総司令部、いわゆるGHQの占領下に置られました。大東亜戦争の際に、日本軍の強さに脅威を感じた各国が、この原因を徹底的に調査しており、その強さは日本精神にあるということを突き止めます。多くの公文書の中に日本がアメリカに二度と刃向かわないようにすることが目的であったと記載があることから、占領政策をもって日本の弱体化を目指したことが分かります。

占領統治するや否や四大教育指令をし、日本精神を育んできた教育を廃止させました。この四大指令を御説明しますが、第一指令として日本教育制度の管理ということで、GHQの占領政策に対し、批判する者を教育界から徹底して排除する基本方針を示した。

2つ目の指令で教職追放令。公職追放の一環として、第一指令に従ってGHQの政策に反対する官僚や教職員を解雇するよう指示を出しました。つまり、日本の民主化に弊害となると、

思想を持った人間を追放しました。

3つ目の指令に神道指令があります。国家神道に対する政府の保証や支援などを廃止し、解体させ、日本の歴史や伝統の正統性を教育できないようにしました。

第四指令として、修身、国史、地理を停止しました。修身というのは道徳であり、国史は日本史のことです。そして、地理の授業をやめさせるように指示を出しました。

こうした教育改革により、鎖国体制から明治維新を経て大きく躍進した日本が、欧州諸国に植民地にされていたアジア諸国を解放するまでに成長した発展の経緯と、欧米に対する敵性思想を戦後の日本人に知らせないための教育が行われるようになったというふうに思います。1952年に国際社会に復帰し、独立を果たした後にも残り、現在に至るまで、その影響を色濃く残していると私は考えています。

教育基本法にある伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うこと、我が国を愛する態度を養うには、我が国の国体そのものである天皇陛下への敬愛の念を育む教育が欠かせない、そのように思います。

そこでお伺いをいたします。

この点、教育基本法にも書かれている天皇陛下についての理解と敬愛の念を深めるようにするために、教育現場においてはどのような教育を行っていらっしゃるのでしょうか。また、採用している教科書や副読本などにおいてどのような記述で教えているか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず天皇についての理解ということですが、これは先ほどにも説明させていただきましたけれども、国会の召集とか外国の要人との交流、全国の行事や被災地への訪問、励ましなど、児童・生徒の興味・関心が高い事例を取り上げて学習することを通して、象徴としての天皇と国民との関係について理解を深める、そんな取組でございます。

このように、自分たちが知っている行事や自分の生活に関係している事案に天皇がいろいろと関わっていることを理解することで、児童にとっては天皇に対しての親近感といいますか、そういうのを抱いたりすることができると思っています。

また、歴史との関連ということで少し触れさせていただきますが、小学校の歴史学習においては、人物の働きと代表的な文化遺産を中心として学習します。いろいろな人物を取り上げるんですけども、取り上げる人物の中には聖武天皇や明治天皇なども含まれております。こうした人物の学習を通して、自分たちの生活が我が国の先人の工夫や努力によって築き上げられたことを理解する中で尊敬の念を抱いたり、そんなこともあると思います。

なお、教科書の記述につきましては、先ほどのと同様になりますので、ここでは割愛させていただきます。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 今、教えていただいているのは、天皇が象徴であるということを見
児童・生徒に教えているよということをお伺いさせていただきましたが、天皇陛下の御存在がど
んな存在であるかということについては、戦前まで教育が行われていたことについても全て間
違っているわけではなく、大事なところがある。その天皇陛下の存在があるからこそ、日本が
長い間歴史を紡ぎ続けてきた。そして、争い事になるべく少なく収まってきたということが言
えるんじゃないか。こうしたことも教えていけるような教育というのが、自分の国に誇りを持
てる、そんな教育になるんじゃないか、そのように私は思っております。

そうした今の教育の中で、そういった戦後の教育というふうに言われますけれども、それが
行われてきますと、自国に対する誇りが持てない日本人という方もいらっしゃると思います。

2009年10月2日、イギリス誌「エコノミスト」が自国に対する誇りが高い国を調査した結果
によりますと、世界33か国中、自国に対する誇りが最も高い国はオーストラリア、日本は、中
国、ロシア、ブラジル、南アフリカよりも低い33か国中最下位であります。

この80年近く、戦争も紛争もない、犯罪も少ない、物資も豊かで識字率も高い、道路は山奥
の隅々まで整備され、蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくる。たとえ生活が困難にな
っても助けてくれる制度が用意されている。それなのにもかかわらず、これだけ日本の国を誇
りに思う国民が少ないという事実は大変残念でならないところでございます。

次の質問ですが、国歌・国旗に関する教育についてお伺いをいたします。

我が国日本に誇りを持てる教育には、我が国を象徴する国歌・国旗に対する理解を深め尊重
する態度を養うことも非常に重要だというふうに思います。

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、小学校学習指導要領、社会6学年には、
我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国
歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮することとあります。

そこでお尋ねをいたしますが、小学校教育において国旗・国歌の意義を教科書や副読本など
でどのように教えていらっしゃるのでしょうか。また、瑞穂市の小学生は、国旗・国歌の意義を
理解して、それを尊重する態度というのが養われているのでしょうか。国旗を大切にし、国歌を
歌えるようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 児童・生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人と
して成長していくためには、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育て
るとともに、ほかの国の国旗や国歌を同じように尊重する、そういった態度を育てることは大
切だと思います。

そのため、小学校では教科書を活用して、我が国の国旗と国歌は長年の慣行により日章旗が

国旗であり、「君が代」が国歌であることや、国旗と国歌はいずれの国でも、その国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であることを学習します。

なお、国歌「君が代」につきましては、1年生から音楽の授業でも学習しております。

各学校においては、社会の時間、それから音楽の時間において指導をしているとともに、入学式や卒業式などの学校行事において国旗を掲揚したり国歌を歌ったりすることを通して国旗と国歌の意義を理解し、それを尊重する態度を養っております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 他国の国旗・国歌を尊重するためにも自国の国旗・国歌に敬意を払う、そういった態度を養っていくということが非常に大切で、世界で活躍する人材、グローバル人材というふうに言われますけれども、先ほど教育長も何を大切に教育されますかというところで、そういったことをおっしゃられましたが、他国を尊重することも大切ですが、それをするためには自国を尊重しなければ、それができないということを理解していただいて、小学校でも教えていただいているというふうにお聞きをして安心したところでありますけれども、瑞穂市内の小学校に通うお子さんの保護者の方とちょっとお話ししたときに、うちの子はまだ国歌を歌えないよというようなことをお聞きしました。国歌が教えられていないとは思いませんけれども、だんだん歌う機会が増えて覚えていくというもの、私もそうだったというふうに思いますので、そういったものを引き続きお願いしたいというふうに思います。

次の質問ですが、日本の伝統文化の尊重について伺います。

小学校の学習指導要領、社会の6学年、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うよう配慮することというような記載がございます。

古来から日本人は、偉大なる自然を畏れ、敬う信仰があり、全ての生き物や物、自然にも神が宿るとされ、八百万の神がいるというふうに信じてまいりました。食事は、その生き物や植物の命をいただいて自分が生かされていることを知る、とても大切な伝統文化であると思えます。

そこでお尋ねをいたします。

学校給食の際に、「いただきます」や「ごちそうさま」と伝統文化を尊重しようとするような教育というのは行われているのでしょうか。また、古来からの伝統文化である武道、茶道、剣道、華道などでは、礼に始まり礼に終わるという節目をつけ、相手に敬意を払うということを大切にしていると思います。授業の開始前に「起立」「礼」などがどの小学校、中学校においてもしっかりと行われているのでしょうか、伺います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校給食の「いただきます」や「ごちそうさま」は、食材や調理をし

てくれた人への感謝の気持ちが込められた挨拶であり、授業開始前の「起立」「礼」などの挨拶は、授業と休み時間の切替え、それから共に学ぶ仲間や先生への礼儀の意味があると考えており、全ての小・中学校において行っております。

なお、日本の伝統文化の尊重という視点についてですが、社会科の授業において、世界の国の人々の生活は多様であることを理解するとともに、異なる文化や習慣を尊重し合うことの大切さを指導する場において自国に対する理解との関連を図りながら多様な文化を適切に理解できるよう配慮すること、そういったことを意識して指導しております。

グローバル化が進み、多様な人々と協働していくことが求められる今の社会においては、日本の文化を尊重すると同時に、自分とは異なる文化や習慣を尊重する態度を養うことが大事であると考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 同じ視点だと思いますね。やはり国際人になるにしても、自分の国を大切に思って自国の文化を大切にするということが大事だというお話をいただいたというふうに思います。

次に、我が国の歴史に対する愛情を深め、自国を愛し、その平和と繁栄を図る教科書の選定についてお伺いをいたします。

先ほども申し上げましたが、今年、令和6年度は4年に1回の中学校教科書採択の年度というふうになっております。これまた中学校の学習指導要領、社会のほうには、目標として、社会的な事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して受容される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚を深めるというふうに指導要領では記載されておりますし、それを目標にしております。

現在採用している教科書において、我が国の国土や歴史に対する愛情、そして自国を愛するには日本人としての起源、自分の国である日本建国の歴史を知る必要があると私は思っております。

中学校において現在採用している教科書や副読本において、日本建国の歴史を学校でどう教えているか。また、それは十分深い理解ができ、我が国の歴史に対する愛情や自国を愛することにつながっていると考えているか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 日本の建国についてですが、実際の授業においては、狩猟採集を行っていた人々の生活、それから「古事記」「日本書紀」「風土記」などにまとめられた神話、伝

承、古墳の広まりにも触れながら、大陸から移住してきた人々が我が国の社会や文化に果たした役割について学習をします。そして、我が国が東アジアの文明の影響を受けながら国家が形成されていったことを理解できるように教えています。

こうした学習を通して、生徒は当時の人々の物の見方や考え方に触れ、当時の時代が現在の自分たちの時代と関係が深いことにも気づき、我が国の歴史について興味・関心を持ちながら学習しております。

歴史学習においては、歴史に関わる様々な出来事について生徒自身が関心を持って学習に取り組むことは我が国の歴史に対する理解が一層深まるとともに、愛情と誇りを育むことにつながると思います。

今後も、各時代の学習において生徒に提示する資料や学習する方法などを工夫することを通して、生徒が主体的に学ぶ姿を生み出していきたいというふうに考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 私もそのように習ってきました。

しかしながら、私が大事にしたいなと思うのは、自分が日本を誇りに思った、世界一長く続いている国なんだということを理解したときに、ああ、日本に生まれてよかったな、日本人に生まれたことを誇りに思うな、先祖はすごいな、そういうふうに思ったわけでありまして、教科書の記述、様々な教科書もあるわけですが、そういったことが感じられるような教科書の採択をしていただくということが大切ではないかと思っておりますけれども、教科書の採択に当たっては教育委員会の裁量だということですので、ぜひそうしたことも考えて自国に対する愛着を養えるような、そんな教育をしていっていただきたいというふうな願いを私は思っております。

特に、我が国日本が世界一歴史の長い国であること、その国の成り立ちが「古事記」や「日本書紀」に書かれていること、そして一音一音に意味があると言われている縄文時代から話されていた大和言葉、今現在では訓読みとして残っているわけですが、そうした大和言葉について、あとは先ほどから申し上げていますが、天皇が男系の血筋を継承する日本のみならず、一番トップではなく国民の真ん中にいらっしゃる存在であるということ、そうしたことをぜひ知っていただくような教育、それができれば日本の国を好きになり、自分の国が好きであれば他国の文化も大事にしていくことができる、そういう日本人になるんじゃないかなというふうに思っております。

次は大きな項目の2つ目ですが、郷土瑞穂に誇りを持つ教育についてをお伺いいたします。

少子高齢、人口減少社会において、子供たちが県外、国外に出ていくということが課題となっていたりします。一度そうして県外、国外で活躍していただいた後に、ふるさとに戻って仕

事がしたい、ふるさとで暮らしたいと思う方々もいらっしゃいます。また、地元に残って仕事をしたいとか、ふるさとのために生きるという人生の選択をするのは、郷土愛が育まれているということが最も効果的で重要であるというふうに私は思うわけであります。

そして、市長にお伺いをいたしますが、平成18年に改正をされた教育基本法第2条第5項には、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことというふうに書かれておりますが、教育大綱の初めに市長の挨拶には、瑞穂の子供たちが瑞穂の教育を受け成長する中で、生きる力と郷土を愛する心を身につけ、自らの夢を実現できることを願っていますというふうに書かれています。市長が書かれた、この郷土を愛する心というのはどんな心だとお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 馬淵議員の教育大綱への私の思いということでお答えをさせていただきます。

市民の皆さんが生涯にわたり心身ともに健やかで幸せを実感することができるまち、それが「健幸都市みずほ」の実現に向けたまちづくりにこれまでも取り組んでまいりました。そして、これからは昨年度20周年で掲げた3つのテーマ、人権の尊重、平和の維持、環境の改善、さらにウェルビーイングみずほということで、健幸都市みずほ、一時的ではなく持続的な幸福、ずっと続く幸福の実現に向けて進めていきたいということを思っています。

その原動力は、瑞穂を愛し、瑞穂を誇りに持ち、瑞穂を担う人づくりになります。郷土を愛する心とは、瑞穂市を担う人づくりの基盤となる、ふるさと瑞穂を思う心。私は卒業式のときに、中学校、小学校でもお話をしております。これから先、高校、大学、就職と、仮に瑞穂市を離れたとしても、私たちのふるさと、自分のふるさは瑞穂であるということを思いはせ、自分がお世話になったり関わったりした人のことを考える心だと思えます。そして、その心を幼児期からの学齢期、そして生涯にわたって大切に育んでいきたいということを思っております。

瑞穂市では、瑞穂市で幼稚園、保育所、小学校、中学校での生活を送った瑞穂の子供たちには、たとえ瑞穂を離れたとしても、ふるさと瑞穂を思う心を持ち続けて、感謝の心と郷土への誇りを胸に、自ら自分の夢を実現してほしいということを願っております。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 市長の考える郷土を愛する心について御答弁をいただきましたが、私も本当に共感するところであります。瑞穂で生まれ育ったことを誇りに思って、その方の夢を実現する。活躍されたときには、今、ふるさと納税というような制度もありますし、郷土に

対して何かしらの思いを寄せていただくということが本当に大切ではないかというふうに思います。

その市長とともに教育委員の方が考えられた、この教育大綱を具体化するために第2次教育振興基本計画というのを教育委員会の方が立てていらっしゃいます。次は、教育長の考える郷土を愛する心について質問をさせていただきます。

その策定の趣旨として、瑞穂を愛し、瑞穂に誇りを持ち、瑞穂を担う人づくり——先ほど市長に御紹介いただきましたが——を目指し、生涯にわたる学びを通して生きる力と郷土を愛する心を養うことができるように第2次瑞穂市教育振興基本計画を策定しましたというふうにあります。

教育長は、この郷土を愛する心というのはどのような心だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 私自身は、郷土を愛する心とは、ふるさとに対して愛着と誇りを持ち、ふるさとに関わりを持とうとする心情ではないかと考えます。

それぞれの地域には、様々な自然環境や先人が築いてきた歴史、伝承されている文化などがあります。自分が住んでいた地域にはどのような自然、歴史、文化等があるのかを地域の方と関わりながら学ぶことを通して地域をより深く知ることになり、地域に対する愛情が深まり誇りを持つことができるのではないかというふうに思います。

現在、小・中学校では、教科の時間や総合的な学習の時間を通して、ふるさと瑞穂について様々な内容を学んでいます。多くの活動では実際に地域の方が講師となり教えていただいています。こうした地域のために活動する人と直接触れ合うことは、ふるさとに関わりを持とうとする心情を育むことにもつながると思います。そして、瑞穂市のために自分ができることは何かを考え、地域の活性化にいろいろな立場に関わろうとする気持ちが持てるのではないかと思います。

幼稚園、保育所、小学校、中学校を通してふるさとを学ぶ教育を行うことで、たとえ離れていても瑞穂市が心のよりどころとなり、戻る機会があればその地域に貢献しようとする、そんな人づくりをしていくことが大切だと思っています。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

ふるさとに関わりを持とうとする心とか、地域の方が教えることによって、その触れ合うということが郷土を愛する心につながっていくというふうなお考えだと。

市長におかれましても、教育長におかれましても、私と本当に同じ思いを共有してくださっ

ているということを確認させていただいて、このまちを愛する、郷土を愛する心というのが養われる教育が今後も瑞穂市で行われていくということを願っております。

教育長は先ほど、グローバル人材というものを育成していくというようなことをおっしゃられておりました。また、グローバル化対応教育の推進というのが教育振興基本計画にもうたわれておりまして、「英語のまちみずほ」を掲げていらっしゃるというふうに思います。

先ほどから教育長もおっしゃられますが、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということが目標になっておりますが、相手を理解する手段としての英語教育というのは大切であると私も思います。しかし、欠くことのできない教育として、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うということができなければ、会話を通じて互いを理解し、自分も相手も尊重するグローバル人材にはなれない、そのように思っておりますし、自分の生まれた国やふるさとの歴史を相手に話すことができなければ、相手から質問されたときに答えることができない。それでは相手の国を理解していく、そして自分の国を誇りに思って、その方に紹介する、そういったことができないというふうに思っておりますので、グローバル人材の育成については、そうした海外へ対応する力ももちろんですけども、こうした自分の国を思う、自分のふるさを思う心も養っていただくようお願いを申し上げます。

郷土を愛する心を育む教育については、先ほど教育長が御答弁をいただいたかと思えますけれども、児童・生徒に郷土を愛する心を培うために第2次教育振興基本計画ではどのような方針を定めて、そのような施策、主要事業というのを行っていらっしゃるのか。また、その行っている事業を御紹介いただきましたが、満足できる事業効果を得られているのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 第2次教育振興基本計画において郷土を愛する心を培うことにつながる施策としましては、以下の2つの主要事業が上げられると思います。

まず1つ目は、みずほ未来プロジェクト事業です。

この事業は、市内の中学生が瑞穂市の未来や瑞穂市の抱える課題について調べ、自分たちで考え話し合うことを通して、その解決策を提言していく取組です。昨年度まで3年間は防災をテーマに3つのそれぞれの中学校が取り組み、例えば命を守る訓練について見直すべき内容であるとか、高齢者の方が避難する場合の留意点、あるいは能登半島地震を受けて再度自分たちが注意することなどについて堂々と提案をしてくれました。自分たちの住む地域の課題について他人事ではなく自分事として考え、主体的に考える姿が見られました。それが1つ目です。

2つ目は、家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年を育成する推進事業でございます。

青少年育成市民会議が主体となり、地域の子供は地域で守り育てるという視点で、いろいろな大人が様々な場面で子供たちに関わってくださっています。

効果という点で1つだけ紹介をしたいと思います。これは、岐阜県が実施している「あったかい言葉かけ県民運動」というのがありますが、それに応募した瑞穂市の中学生の作品を1点紹介します。

学校から帰るとき、地域の方がいつも「お帰り」と声をかけてくれます。小さい頃は、なぜ家族でもないのに声をかけてくれるのか不思議でした。でも、家だけではなく、この地域が私の居場所なんだ、いつでも帰ってきていい場所なんだと気づいたとき、何だかすごく安心しました。こんな中学生の作品があります。これは一つの事例ですけれども、私はふるさと瑞穂にとっても愛着を感じていることが伝わってくる子供の素直な声だというふうに思っております。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 今、2つ、みずほ未来プロジェクト、そして家庭・学校・地域が関わる青少年育成事業を御紹介いただきました。そのお話を聞いて、本当にそうだなと思いました。私もちょっと感動しておりますけれども、自分自身を振り返っても、私、美江寺というところに生まれ育ちましたけれども、お祭りが年に3回も4回もあって、いろんな地域の人が声をかけてくれて自分というのを育ててくれたなと、どこに行っても温かく受け入れてくれたなということが私のふるさとへのみずほプライドと、横文字を使いたくないですが、ふるさとへの誇りを養ってくれたんだなというふうにまさに思いました。

特に巣南地域はそういったことが多く、中学生が地域のお祭りに参加したりバザーを主体的にやったりというような活動が行われておりまして、もちろん穂積も入れて瑞穂市全体でこの青少年育成事業というものが、このふるさとを愛する心を養っているんだということがよく分かりました。

このふるさとを愛する心、今そういう観点でお話をいただきましたけれども、私のほうからは、先ほどから自分の国の歴史を知るということに重きを置いておりまして、1つ身近な例を紹介します、児童・生徒さんによく分かりやすいなと思うので。

瑞穂市のホームページに、市の概要、市章、名前の由来について書かれています。御承知のことかと思いますが、御紹介させていただきます。

瑞穂市の名前の由来、「瑞穂」は、古事記や日本書紀に日本の国の美称として「豊葦原之瑞穂国」と現れるもので、アシが茂り稲穂がみずみずしく育って豊かな国と解釈されています。思えば、当地にまつわる伝説として、垂仁天皇の命を受けたヤマトヒメノミコトが、アマテラスオオミカミを祭る地を求めて、美濃の国伊久良河宮、現在の瑞穂市北西部の瑞穂市居倉にと

どまり、その後、生津から川を下って伊勢に赴かれた話が伝えられています。当地が早くから開け、要衝の地であったことがうかがわれますと。こうした歴史を踏まえて、瑞穂市と決定しましたというふうにホームページに紹介されています。

こういった自分の住んでいるまちの名前、その由来を知るところにも、日本という国が昔から続いて同じ精神性を持って考えられているまちなんだということを感じることで、自分のふるさとに誇りを持つことにつながるのではないかというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、今御紹介をした伊勢神宮のふるさと伊久良河宮の跡が瑞穂市の由来、昔からあるということにつながっているんですけれども、今の伊勢神宮には皇位のみしるし、天皇陛下であるということを証明する三種の神器の一つである八咫鏡というものが、垂仁天皇のときにヤマトヒメによって、この瑞穂市の居倉というところに4年間鎮座をされたというふうになっております。そうした歴史を知ることによって、郷土愛を持つのに重要な場所ではないかなというふうに考えております。

郷土を愛する心というのは、ふるさとの伝統文化を深く知って、また市内外の人からその価値が認められるということによっても育まれるというふうに思います。

この伊久良河宮について、瑞穂市内の小学生はどのように学んでいらっしゃるでしょうか。また、教育委員会としてどのようにこの史跡を大切にし、多くの市内外の方からその価値が認められるような形にしていける御予定でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 伊久良河宮跡は西小学校の校区内にあるので、主に西小学校がその歴史について学んでいます。2年生が生活科でまち探検を行い、校区内の施設や史跡、伊久良河宮跡も訪れ、伊勢神宮とのつながりなどの歴史も学んでいます。3年生は、社会で学校の周りを歩きながら校区の地理的な特徴を知り、白地図にまとめる学習を行っています。天神神社を含め様々な公共施設の特徴について、目で見て肌で感じながら学習を深めています。

市内のほかの小学校では「みずほのくらし」、これは瑞穂市の特徴や歴史が分かる副読本ですが、それを各学校で用いて地域のことを学習しています。これによって、学校ごとに郷土の歴史を感じ、様々なものに触れ、郷土愛を育んでいるところでございます。

教育委員会としては、生活科や社会科の学習を中心に史跡巡りなどの地域を知る活動を大切にし、自分の暮らす地域を知る中で郷土愛を深めさせたいと考えています。また、「みずほのくらし」の中には居倉に生まれた偉人ということで福嶋才治さんを学ぶことがあるんですが、その際に各小学校で伊久良河宮跡についての話も触れることで、西小学校以外の児童も、その歴史を学ぶ機会となるというふうに考えます。

また、それから教育委員会のほうで今主催で実施している初任者研修、先生の研修ですけれども、そのふるさと瑞穂という研修で瑞穂市内のいろんな歴史について学ぶ研修があります。

そのときに歴史に詳しい方を講師としてお招きし、伊久良河宮跡を含む様々な史跡や名所に関わる歴史を紹介していただいて瑞穂市のすばらしさを学ぶ機会としておりますので、その先生方からさらに子供たちにお伝えしていくこともできると思います。

また、今紹介いただいた瑞穂市のホームページとかガイドブックには伊久良河宮跡と伊勢神宮のつながりが掲載してありますので、それを活用して市内外の方に歴史を発信することもできますし、瑞穂市が推奨している「瑞穂市ウォーキングコース」の中に文化財・史跡めぐりコースがあり、ちょうど居倉コースの中に伊久良河宮跡も含まれているので、こういったことも活用しながら生涯学習課を中心にウォーキングのコースですね、参加を呼びかけていくことで広めていくこともできるんじゃないかなと思います。

以上のように、市民や市外の方、それから子供、教員に向けて、伊久良河宮跡も含めて瑞穂市の文化財や史跡を知る機会を設けながら、より多くの文化財の価値が認められるようにしていきたいというふうに考えます。以上です。

〔12番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） しっかりと瑞穂市の史跡、伊久良河宮に限らずですけども、自分のふるさとの史跡、そういったものを学ぶということについては、自分の生まれ育ったところの歴史を知る、先人の思いを知ることにつながって自分のふるさとを誇りに思う、それは人それぞれだとは思いますが、感じていただける機会をつくっていただいているというふうに思います。

西小の子だけに限らず、市内の方、子供たちもですけども、大人も知らない方が多いかと思います。そういったところでウォーキングに取り入れていただけるというようなこともありますので、知っていただく機会、それを増やしていただきたいと思いますし、私が再三申し上げておるのは、神社の由来が、天皇陛下というお名前を出すと非常に話しにくいというか、ちょっと離れた存在だというように思われがちですけども、日本が、日本人として存在するというのは、天皇陛下というのが続いてきたということが、この日本という国を日本とたらしめている、そして世界一長く続いている国であるということの象徴であります。伊勢神宮については、その天皇陛下の先祖が祭られているということですので、そういったところから、私としてはそういう古い歴史、長い歴史がある国だということを誇りに思ってくださいというところも知っていただく機会になったらなあというふうに思います。

以前、瑞穂市史について、多くの人に知っていただきたいという趣旨でデジタル化という御提案もさせていただきました。まだそういったこともないかと思いますが、この伊久良河宮をもっと詳しく知りたいなというふうに思ったときに、手軽にホームページから見て自分のふるさとを知る機会になる、そういったことにも活用していただきたいと思いますので、

準備が整いましたら、ぜひやっていただきたいなあというふうに思って、私の質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君の質問を終わります。

以上で本日に予定していました一般質問は全て終了いたしました。

日程第3 議案第43号について（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第43号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、1件追加議案の提案について説明をさせていただきます。

議案第43号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,740万円を追加して、総額222億500万円として補正をするものであります。

歳出の主なものは、教育費で、巣南中学校屋上防水工事を1,650万円、巣南公民館空調熱源改修工事を2,090万円増額しました。

歳入の主にもものは、ふるさと応援基金繰入金を1,650万円、緊急防災・減災事業債を2,090万円増額するものであります。

以上1件の追加議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時27分

